

第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果

第3章では、県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」におけるこれまでの取組を検証しました。

1 三重県新地震・津波対策行動計画の取組

「三重県新地震・津波対策行動計画」は、概ね100年から150年周期で繰り返される南海トラフを震源域とする大規模地震や、活断層を震源とする内陸直下型地震の脅威にさらされている三重県が、平成23年の東日本大震災で得られた教訓をもとに、これからの地震・津波対策の方向性と道筋を示した計画として、平成26年3月に公表しました。

「三重県新地震・津波対策行動計画」では、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とし、地震・津波対策として必要となる具体的な行動の取組内容を192の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を7つの基本方針に基づく10の「選択・集中テーマ」として整理し、テーマ実現に寄与する53の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

【基本方針と選択・集中テーマ】

- I 強い揺れへの備えと対策を行う
選択・集中テーマ：家庭における耐震対策を進める
- II 津波への備えと対策を行う
選択・集中テーマ：避難をあきらめないための対策を進める
- III 「防災意識」を「防災行動」に結びつける
選択・集中テーマ①：防災人材が地域で活躍するための対策を進める
選択・集中テーマ②：防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる
- IV 災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行う
選択・集中テーマ①：命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める
選択・集中テーマ②：命が危ぶまれる観光客への対策を進める

- V 発災後 72 時間の救助力・輸送力を強化する
 - 選択・集中テーマ①：命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する
 - 選択・集中テーマ②：命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- VI 命をつなぎとめるための災害医療機能を強化する
 - 選択・集中テーマ：命をつなぐ「災害医療体制」を構築する
- VII 県民生活の再建復興への準備を進める
 - 選択・集中テーマ：被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する

2 三重県新風水害対策行動計画の取組

「三重県新風水害対策行動計画」は、紀伊半島大水害をはじめとして年々激しさを増す風水害に対し、「自助」や「共助」、「公助」の力を結集して災害に強い三重づくりを進めることを打ち出し、対策を進めるため、これからの風水害対策の方向性と道筋を示した計画として、平成 27 年 3 月に公表しました。

「三重県新風水害対策行動計画」では、計画期間を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とし、風水害対策として必要となる具体的な行動の取組内容を 151 の「行動項目」として掲げ、それぞれの行動項目に計画期間中に達成すべき目標を設定して、進捗管理を図ってきました。

また、計画期間中に特に注力すべき取組課題を 7 つの「重点的取組」として整理し、これら取組の実現に寄与する 40 の行動項目を「重点行動項目」として選択し、集中的に取組を進めてきました。

【重点的取組 1】

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用するための対策を進める

【重点的取組 2】

土砂災害から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組 3】

洪水や高潮から命を守るためのハードとソフトが一体となった対策を進める

【重点的取組 4】

「地域の組織力」を発揮できる防災人材を育成・活用するための対策を進める

【重点的取組5】

すべての県民が自分の住むまちで起こりうる風水害リスクを知り、自ら判断し行動できるための対策を進める

【重点的取組6】

風水害対策の最前線で「公助」の役割を担う市町の災害対応力を充実・強化するための対策を進める

【重点的取組7】

風水害による孤立に備え、また孤立からの早期解消に向けた対策を進める

3 県内の防災・減災対策の取組実績

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」により進めてきた取組により、県だけでなく、市町や地域の自主防災組織、県内企業、県民による防災・減災対策がどの程度進捗したかを把握・分析するため、平成29年度に「県内防災・減災対策現況調査」を実施するとともに、29市町や防災関係機関からヒアリングを実施し、その結果を以下のとおり整理しました。

なお、両計画の計画期間は平成29年度までとなっていますが、調査時点の都合により平成29年度末の状況を確認することができなかったことから、取組の検証時点は、特に表記のない限り、平成29年3月末としています。

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

- ・ 「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているものの、平成29年度目標の92.0%は達成できない見込みです。
- ・ 戸別訪問や相談会等により、耐震診断の受診や、耐震改修の実施など地震対策についての周知を行い、耐震診断を受診する旧耐震基準の住宅は増加しているものの、その後の耐震改修にはつながっていないことが明らかになっています。

② 家庭における耐震対策

- ・ 「家具固定、転倒防止対策」については、パンフレット等による啓発のほか、高齢者や障がい者世帯に対して家具固定経費の補助制度を設けている市町に対し、県からも補助金を交付して支援を行っていますが、「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。
- ・ 「ガラス飛散防止対策」や「ブロック塀の耐震対策」についても、啓発活動を行っているものの、取組が進んでいません。

③ 県民に対する防災啓発

- ・ 「防災シンポジウム」を県内各地域で毎年度開催し、平成28年度は1,238人が参加をしました。
- ・ 地域等からの要請に基づき「出前トーク」等の防災講話を実施しており、平成25年度から28年度までの累計では、519回に達します。
- ・ 「昭和東南海地震」や「紀伊半島大水害」など、過去に県内で起こった災害をわかりやすく伝え、後世に伝承していくため、みえ防災・減災センターにより、「みえ防災・減災アーカイブ」を構築しました。
- ・ しかし、「東日本大震災以降、危機意識が薄れつつある県民の割合」は、平成24年度は41.9%であったものの、平成27年度には56.6%まで増加しており、時間の経過とともに、県民の防災意識が低下していることが顕著となっています。
- ・ 風水害による危険性の認知度としては、居住する地域において「川の氾濫による浸水の危険性があることを知っている」県民の割合は、H26 37.3%→H28 34.1%、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」は H26 13.8%→H28 16.3%となっており、地域で起こり得る風水害リスク等について、県民の理解が進んでいないことが示されました。
- ・ 同様に、「大雨注意報や大雨警報を知っている」と答えた県民の割合は、H26 93.2%→H28 89.6%、「避難勧告や避難指示を知っている」と答えた県民の割合は H26 84.4%→H28 77.2%となっており、県民の防災情報に対する理解度も低下傾向が示されています。

(2) 防災人材の育成・活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の育成・活用

- ・ みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進めており、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は 183 名（平成 29 年 3 月 31 日現在）となっています。
- ・ 女性視点での活動が活発となるよう、女性防災コーディネーターの養成や女性を中心とした専門職防災研修など、女性防災人材の育成を進め、女性防災人材の人数は H24 53 人→ H28 318 人となり、平成 29 年度末の目標値である 290 人を超えました。
- ・ 育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成 28 年度で一人当たり 0.86 回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

② 自主防災組織の活動

- ・ 自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成 27 年 3 月 31 日現在）の団体に 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。
- ・ 住民主体で避難所運営を行うための避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は、15.5%（同）にとどまっています。
- ・ 地域の避難行動要支援者に関する情報を把握している団体は 60.6%（同）にのぼりますが、避難行動要支援者に対する避難支援方法を決めている団体は 28.1%（同）にとどまっています。

③ 「地域の組織力」を発揮するための人材育成・活用

- ・ 地域防災力の強化のため、消防団と自主防災組織の充実・強化を図ることを目的に、二つの組織が一つのまとまりをもって災害対応にあたり活動できることをめざし、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」による「人づくり」の取組を進めてきました。
- ・ 自主防災組織の指導的役割を果たす防災分野のアドバイザーとして養成した消防団員の人数は、平成 27 年度から 28 年度の 2 年間の累計で 71 名に達し、平成 29 年度目標の 90 人を達成する見込みです。
- ・ 消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年 1 回開催するとともに、これまでに県内 5 地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施してきました。
- ・ 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化にも努めていますが、消防団の条例定数の充足率は、H26 95.1%→H28 94.3%と下降しています。

(3) 災害時に配慮を要する人々の対策

① 避難行動要支援者対策の促進

- ・ 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成 29 年度中にすべての市町で作成が完了する見込みです。
- ・ 一方で、県内市町では、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画が策定できておらず、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が遅れています。

② 福祉避難所の運営体制の確保

- ・ 福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設で、県内小学校の総数と同等数が確保されています。
- ・ 一方で、福祉避難所運営マニュアルを作成済みの施設数は 162 施設となっており、運営体制が確立されていない施設が多くみられます。

③ 避難者の多様性に配慮した避難所運営

- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これをもとに各地域で避難所ごとの運営マニュアルを作成することにより、女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めています。
- ・ 熊本地震で明らかになった課題である「避難所外避難者」対策についても、県の対応方針をまとめ、平成 28 年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」へ反映しました。
- ・ ペットの同行避難については、飼い主責任による同行避難を啓発するための「ペットの防災対策に関するガイドライン」の策定を進めており、平成 29 年度中に完成する予定です。
- ・ 避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、平成 28 年度末時点で 15 市町にとどまり、目標とする 29 市町は達成できない見込みです。

④ 観光客支援対策

- ・ 主要な観光地における観光事業者等関係者が、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光地における防災課題の検討の場を設け対策の検討を行いました。

- ・ この結果、市町や観光事業者等が中心となって、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」など、これまでに7つのテーマによる課題の検討が行われました。
- ・ 観光事業者・観光関係団体の職員を対象とした意識の啓発や知識の習得などの人材育成事業を、県内各地区で年5回以上開催しています。また、伊勢志摩や東紀州地域の観光地を中心に、観光客への対応を想定した訓練を年1回以上実施してきました。

(4) 防災教育の推進

① 学校における防災教育の取組

- ・ 災害時における児童生徒の安全を確保するため、防災教育を推進してきました。
- ・ 「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」、「学校における防災の手引きの活用」、「新任者・5年・10年、新任管理職研修の実施」は、平成28年度末時点で、目標とする100%を達成しています。
- ・ 地域住民と合同の避難訓練の実施など、学校と地域が連携した取組については、平成28年度末時点で90.3%の公立学校で取り組まれています。目標とする100%には届いていません。
- ・ 学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合は、平成28年度末時点で15.7%となっています。

(5) 重要施設の耐震化

① 防災拠点となる公共施設等の耐震対策

- ・ 消防庁調査による平成28年3月31日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.4%で、東京都、静岡県に次ぐ全国第3位となりました。(平成29年3月31日現在では、96.5%で全国第6位)

② 学校の耐震化

- ・ 公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%になりました。
- ・ 公公立小中学校の非構造部材耐震化実施率（屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率）は目標を上回り80.4%（未完了27棟）（平成29年4月1日時点）となりました。
- ・ 県立学校の非構造部材の耐震化実施率は、37.9%（未完了82棟）となりました。

- ・ 県立学校の非構造部材の耐震対策については、学校内の備品等の固定対策は全体的に進んでいるものの、吊天井等については順次対策を進め、平成31年度までに対策を完了することとして計画を見直しました。
- ・ 私立学校に施設の耐震化を働きかけた結果、耐震化率は H24 90.1%→H28 96.1%となりましたが、目標の100%には達しませんでした。

③ 社会福祉施設の耐震化

- ・ 障がい福祉サービス施設および高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化率は、100%になりました。
- ・ 児童福祉施設の耐震化については、平成29年度末の見込値が95.4%となり、目標の92.0%を上回る見込みです。

(6) 災害に強いまちづくりの推進

① 海岸・河川堤防における地震・津波対策

- ・ 海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策および耐震対策を実施し、必要箇所200箇所すべての対策を完了しました。
- ・ 農地・漁港海岸保全施設等の整備は、計画期間中に、農地・漁港海岸保全施設等整備延長を3,717mまで進め、漁港海岸1地区で事業が完了し、大規模地震発生時の津波からの被害軽減が図れるようになりました。しかし、用地買収および堤防改修に付帯するゲート改修に期間を要したため事業進捗の低い地区もあり、目標を達成できていません。
- ・ 県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、緊急点検により対策が必要とされた脆弱箇所183箇所について、重点的に対策を実施した結果、平成29年度末までに対策を終え、堤防機能を確保することができる見込みです。

② 港湾施設等の防災・減災対策

- ・ 港湾施設については、計画期間中に老朽化対策を2港湾、耐震対策を1港湾の計3港湾において着手し、目標を達成しました。
- ・ 離島および交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進め、4漁港では施設の整備が完了し、また、粘り強い構造の有る施設に着手した3漁港では計画期間内に2漁港の整備が完了する見込みです。
- ・ 県が管理する河川の水門・排水機場のうち、緊急性の高い7施設については耐震補強が完了し、大規模地震における施設の機能が確保されましたが、10施設としていた目標を達成することはできませんでした。

- ・津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行い、必要箇所全 122 箇所の陸閘を動力化し、目標を達成しました。

③ 洪水防止対策の推進

- ・洪水による浸水被害を軽減するため計画に河川整備を実施し、平成 28 年度末の河川整備延長は 465.8km となり、平成 29 年度目標の 466.0km を達成できる見込みです。
- ・平成 27 年度から 29 年度にかけて、約 30 万 m³ の河川堆積土砂の撤去を行う予定で、洪水被害の防止・軽減に努めています。また、砂利採取制度を活用して、堆積土砂の全体量の減少に取り組んでいます。

④ 海岸保全対策の推進

- ・高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、堤防の嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図りました。また、老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図りました。
- ・県土整備部所管海岸堤防等では、平成 29 年度までに目標とする 142.9km の整備を終える見込みです。
- ・農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を 3,717m まで進め、漁港海岸 1 地区で事業が完了し、高潮・高波からの被害軽減が図れるようになりましたが、平成 29 年度の整備目標である 4,604m は達成できない見込みです

⑤ 土砂災害対策の推進

- ・土砂災害による被害を防止するため、砂防えん堤等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数は H26 18,150 戸→H28 18,418 戸と増加しました。
- ・山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止するため、治山ダムや土留工の整備による山地災害危険地対策に着手した山地災害危険地区数は、平成 28 年度末時点で累計 2,119 箇所となり、計画目標を達成する見込みです。
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用した県事業により、災害緩衝機能を発揮する森林づくりや治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の除去等に取り組み、平成 28 年度末時点での対策実施箇所数は累計 111 箇所と、計画どおり進んでいます。

(7) 避難対策の促進

① 津波避難場所、避難路の整備

- ・ 国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、平成 28 年度末までに、8 市町において 22 基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難施設の整備が進み、民間建築物等の「津波避難ビル」への指定も進められています。
- ・ 沿岸 19 市町すべてで災害対策基本法に基づく津波避難にかかる「指定緊急避難場所」の指定が完了しており、津波避難困難地域の解消が進みました。
- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震津波対策特別強化地域から外れた県北部の海拔ゼロメートル地帯の市町については、県単補助金により国のかさ上げ措置と同等程度の財政支援制度を新設し、津波避難施設等の整備促進を図りました。
- ・ 国や県の財政支援措置等を活用し、津波からの避難路整備も進められています。

② 津波避難計画の策定

- ・ 消防庁の調査結果によると、平成 28 年 12 月 1 日現在の県内沿岸市町における市町津波避難計画の策定率は、100%となっています。
- ・ 県が進めている、住民一人ひとりが作成する「My まっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成 29 年度末時点で 9 市町 52 地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られません。
- ・ 津波避難計画に基づき、各地域で津波避難訓練も行われており、一部では、津波避難の夜間訓練が行われるなど熱心に取り組む地域が見られる一方、ほとんど訓練等が行われていない地域もあり、取組の度合いに差が見られます。

③ 洪水時の避難対策の促進

- ・ 「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける 101 の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、平成 28 年度末時点で 71 河川の浸水想定区域図を作成しました。
- ・ 公表された洪水浸水想定区域図をもとに、市町が住民向けに提供する洪水ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成 28 年度末時点において 25 市町となり、平成 29 年度目標の 14 市町を大きく上回りました。

- ・一方で、近年、集中豪雨等による水害が頻発し甚大な被害が発生する事例が増えていることから、平成 27 年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成を進める必要が生じており、平成 29 年 12 月末現在で 10 河川において水位周知河川の浸水想定区域図が公表されています。

④ 土砂災害時の避難対策の促進

- ・平成 26 年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要となる基礎調査の結果の公表等が都道府県に義務付けられたことを受け、県内における土砂災害危険箇所等の基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となり計画目標を達成する見込みです。
- ・基礎調査の結果をふまえた土砂災害警戒区域等の指定の進展とあわせ、これをもとに市町が住民向けに提供する土砂災害ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成 28 年度末時点において 25 市町となり、平成 29 年度目標の 14 市町を大きく上回りました。

⑤ 広域避難体制の検討

- ・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域では、風水害による長期の湛水、多数の避難者が生じることが想定されることから、市町境を越えての広域避難体制のあり方が検討されており、平成 28 年度に沿岸部の避難元市町と内陸部の避難先市町との間で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。
- ・避難元市町内の各地域と、避難先市町の受入避難所とのマッチングが完了し、現在、受入避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な広域避難のあり方についての検討が進められています。

(8) 災害対策本部の機能強化

① 災害対策本部機能・体制の強化

- ・平成 25 年度の地域防災計画改正等を受け、災害対策本部運営にかかる要領等の見直しを行いました。

- ・ 自衛隊等の防災関係機関と定期的に意見交換をする場を設定し、連携強化を図りました。
- ・ 図上訓練、実働訓練を実施し、災害対策本部の運営体制や災害時の防災機関との連携体制等について検証を行い、随時、要領等の見直しを行い、大規模地震発生後の初動期における災害対策本部機能・体制の強化を図りました。
- ・ 平成 27 年度に三重県業務継続計画（三重県 B C P）を作成し、大規模災害発生時の非常時優先業務とその実施体制等について整理しました。

② 災害対策活動における I C T 等の活用

- ・ 時系列管理票や G I S を活用して災害対策本部の活動支援が行える機能を持った防災情報システム、地図上に避難に関する情報や被害情報等を表示して現在の状況が視覚的にわかる機能を持った防災みえ.jp ホームページおよびツイッターによる気象情報の提供も行えるメール等配信システムからなる「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成 29 年度から開始し、災害対策本部における災害情報の収集機能や、県民への情報提供機能の強化を図りました。
- ・ 大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、市町に対して緊急速報メールの導入促進を図り、平成 27 年度にすべての市町で導入が完了しました。
- ・ 災害対策本部設置時に、「Lアラート（公共情報コモンズ）」に情報発信を発信することにより、報道機関等を通じて、県民に避難に関する情報等を迅速・確実に提供する体制を整備しました。
- ・ 東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りに S N S が活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行い、平成 29 年 6 月からツイッターによる防災情報の提供を開始しました。
- ・ 熊本地震の課題をふまえ、国では、国・地方公共団体・企業・関係機関等が災害時における取り扱い可能な情報の種別を把握し、情報の共有・活用を図るためのルール等を議論する「災害情報ハブ」の仕組みの検討が始まったことから、本県でもその議論の動向を注視しています。
- ・ 伊勢志摩サミットを契機として、熊野灘沖の南海トラフ地震震源域周辺に設置されている地震・津波観測監視システム「DONET」を活用した津波予測・伝達システムを伊勢志摩地域に先行して導入し、平成 28 年 5 月から運用を開始しました。

- ・ 県防災ヘリコプター「みえ」の更新とあわせて、ヘリコプターテレビシステムを整備し、被災地の状況を上空から迅速に把握する体制を整えました。

③ 三重県版タイムラインの策定

- ・ 台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用する対策を進めるため、県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」を、平成 29 年度に策定しました。

(9) 緊急輸送の確保と孤立の解消

① 緊急輸送道路等の確保対策

- ・ ミッシングリンクとなっている高速道路等の未事業化区間の早期事業化など、高規格幹線道路の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。
- ・ 平成 25 年度に「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」、平成 26 年度に「新宮紀宝道路」、平成 27 年度に「熊野道路」が新規事業化され、未事業化区間の新規事業化につながりました。
- ・ 新名神高速道路の四日市 JCT～新四日市 JCT 間、東海環状自動車道の新四日市 JCT から東員 IC 間が開通し、北勢地域内陸部におけるアクセス改善が図られました。
- ・ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、第 1 次および第 2 次緊急輸送道路に指定されている県管理道路 91 路線のうち、86 路線が改良済となり、目標を達成することができました。
- ・ 迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の県建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造を強化し、道路啓開基地の整備について累計 14 箇所完成、また、道路構造の強化についても累計 21 箇所完成し、目標を達成しました。

② ヘリコプターによる緊急輸送機能の確保

- ・ 県防災ヘリコプター「みえ」を更新し、平成 29 年 9 月から運用を始めました。これにより、防災ヘリコプターの速度や航続距離等が向上し、災害時の被災者救助、孤立地域への物資搬送などで、より長時間の活動が可能になりました。
- ・ 東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所を建設し、災害応急対策初動期に必要な航空燃料の確保を図りました。

(10) 広域受援体制の整備

① 広域防災拠点の整備

- ・ 「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、県の広域防災拠点の整備を進め、平成 29 年度に北勢広域防災拠点が完成しました。
- ・ これにより北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州（紀北）、東紀州（紀南）における広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了しました。

② 「三重県広域受援計画」の策定

- ・ 平成 29 年度に、「三重県広域受援計画」を策定しました。
- ・ これにより、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療・保健活動、介護職員等の受入、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、ボランティアおよび自治体応援職員の受入にかかる受援活動について、整理しました。

(11) 災害医療機能の強化

① 災害拠点病院等の耐震化促進

- ・ 災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施する病院に対し補助金を交付し取組を促進した結果、災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化については、すべての施設の耐震化が図られる見込みとなりました。
- ・ 災害拠点病院のBCP策定状況については、15 の災害拠点病院のうち、6 施設が策定済みとなっています。
- ・ 二次救急医療機関における耐震化が進まず、平成 28 年度末の全体の耐震化率は 77.1%にとどまり、平成 29 年度末に 91.4%とする目標には届かない見込みです。

② 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

- ・ DMA T、医療救護班の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を、年に 3～4 回程度実施しています。また、国が主催する災害医療にかかる訓練に対して、毎年度 3 名の災害医療コーディネーターを派遣することにより、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図りました。

- ・ 各地域において、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を構成員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、年1～3回程度の会議を開催し、地域の災害医療体制の整備について検討を行いました。
- ・ 広域医療搬送の拠点として、代替場所を含めたSCUの設置場所を定め、SCUの設置や関係機関との連携にかかる訓練を年2回実施しています。
- ・ 災害時精神医療体制の強化を図るため、DPAT運営委員会を開催しました。また、三重県DPAT研修を開催し、三重県内の精神科病院のDPATの連携を図る目的の演習・訓練を実施しました。
- ・ 国が主催する研修・会議にDPAT統括等を派遣することによりDPATの質の向上を図りました。

(12) 企業防災活動の推進

① みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上

- ・ みえ防災・減災センターが事務局となっている「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、県内企業等の防災力向上の取組を進めています。
- ・ みえ企業等防災ネットワーク参加企業数はH24 200社→H28 260社に増加し、平成29年度末の目標とする250社を上回りました。

② 事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進

- ・ 「みえ企業等防災ネットワーク」の活動の中で、研修会等においてBCPの策定促進に向けた先進的な取組事例の共有を図るとともに、BCP普及分科会を開催するなどにより、BCP策定希望企業に対する支援を行っています。
- ・ 事業所等へのBCPに関する説明会等回数は、平成25年度から平成28年度末までで71回におよび、平成29年度末の目標値である累計75回を上回る見込みです。
- ・ 事業所の建物（主な事業を行っている場所）の浸水対策（津波や洪水、高潮等）については、約40%の事業所が必要と考え、また実施済み・実施予定ですが、約17%の事業所が、浸水対策の必要性は感じているが実施する予定がない、と考えています。また、約10%の企業が、浸水対策が必要かどうかかわからないと考えています。

③ 企業防災担当者の人材育成

- ・ 県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行っています。
- ・ 地域別企業防災研修は、平成 25 年度以降、目標とする年 5 回ずつを毎年度実施しています。

(13) ボランティア活動支援体制の充実

① 災害時のボランティア受入体制の整備

- ・ 現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては 17 市町で策定されましたが、目標としていた県内 29 市町での策定については、平成 29 年度末までには達成できない見込みです。
- ・ マニュアル策定市町のうち、12 市町では現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されています。

② 災害時のボランティア活動に関する連携強化

- ・ 大規模災害時に、ボランティアやNPOによる連携を強化し、被災地・被災者支援の活動が円滑に行えるよう、研修会の開催や訓練等の実施を通じて災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登載団体数は H24 24 団体→H28 90 団体と増加し、平成 29 年度末までに目標とする 120 団体を達成する見込みです。

③ 災害時支援活動団体への支援

- ・ 被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成し、災害の前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体は H24 0 団体→H28 2 団体となりましたが、平成 29 年度末までの目標とする 5 団体は達成できない見込みです。

(14) 復興体制の整備

① 復旧・復興体制の検討

- ・ 大規模災害後の復興に向けた事前準備として、平成 27 年度に「三重県復興指針」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにするとともに、それらの手順を整理しました。
- ・ 「災害廃棄物処理計画」について、県計画を策定し、市町計画の策定を支援し、平成 29 年 12 月にすべての市町で策定が完了しました。

- ・平成 27 年度に「大規模災害発生時において速やかな策定・公表が求められる『三重県住生活再生計画（仮称）』策定のための事務処理マニュアル」の作成を行いました。
- ・中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、平成 28 年度に「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定しました。

第4章 検証結果から見えてきた課題

第4章では、第3章で整理した県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画」で取り組むべき課題について、以下のとおり整理をしています。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

(1) 県民の防災行動の促進

① 住宅の耐震化

「県内の耐震基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているものの、平成29年度目標の92.0%は達成できない見込みです。

耐震改修にかかる経費負担が大きいこと、旧耐震基準の住宅に居住する多くの世帯が高齢者世帯ということが、耐震化が進まない要因と考えられます。

このため、旧耐震基準の住宅に対する耐震化の重要性についてのさらなる啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減に配慮することが必要です。

② 家庭における耐震対策

「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。

家具固定を行わない理由としては、「手間がかかる」が最も多く、約5割を占め、「固定しても被害はでると思う」、「家が新築で壁などに傷をつけたくない」、「壁が石膏ボードのため、取り付けできない」等の意見が挙げられています。

このため、取り組みやすく、効果が分かりやすい家具固定の方法等を研究するなど、家具固定の取組を促進するための効果的な啓発方法の検討を行うことが必要です。

③ 県民に対する防災啓発

三重県がめざす「防災の日常化」を進めるためには、県民の「自助」による防災行動を促進することが必要です。

しかし、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」県民の割合は、H26 13.8%→H28 16.3%となるなど、東日本大震災以降、年々、県民の防災意識が低下するのに合わせて、「地域の災害リスクの把握」などの防災行動に取り組む県民の割合も低下していることが推測されます。

このため、より多くの県民により「自助」の取組が進められるよう、県民に対する防災啓発を強化する必要があります。

(2) 防災人材の活用

① みえ防災・減災センターによる防災人材の活用

育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成28年度で一人当たり0.86回/年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

防災人材は防災に関する知識はあるものの、現場での防災活動の経験がない者が多く、一部の経験豊富な防災人材を除き、育成した防災人材を活用することが難しい状況にあります。

このため、地域の防災活動の支援等を熟知した専門家の補助をする等により、育成した防災人材が現場を経験する機会を設け、地域との顔の見える関係を構築するなどによりスキルアップを図る必要があります。

② 自主防災組織の活動

自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成27年3月31日現在）の団体に1年に1回以上の訓練が行われています。

しかし、自治会役員が自主防災組織の代表者を兼ねている団体が多く、代表者は概ね高齢で、1～2年程度の短い期間で役員が変わってしまう団体が多いことから、毎年同じような訓練等をするだけにとどまる団体が多く、より発展した活動につなげることができていません。

このため、地域防災活動の専門家による指導、防災人材等の活用や自主防災組織と消防団の連携を促進する等により、自主防災組織リーダーをサポートし、活動の継続性とレベルアップを図るための取組などが必要です。

③ 消防団の活性化

消防団は、自主防災組織への指導や連携など、地域防災力の中核としての役割がますます重要になっていますが、消防団条例定数の充足率は、H26 95.1%→H28 94.3%と下降しており、消防団を活性化して団員を確保することが課題となっています。

このため、県では、平成27年度から3年間、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を実施し、モデル地域における消防団と自主防災組織の連携を図ってきましたが、こうした取組を県内に広げ、取組の活性化を図ること等が必要です。

(3) 災害時に配慮を要する人々の対策

① 地域における避難行動要支援者対策の促進

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成29年度中にすべての市町で作成が完了する見込みですが、名簿をもとにした避難行動要支援者の個別支援計画の策定は進んでいません。

避難行動要支援者対策の受け皿となる自主防災組織では、個人情報の取り扱いの懸念等から名簿の活用が図られておらず、避難行動要支援者支援に関するノウハウ等も十分でないことから、支援体制の整備が進んでいません。

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の「共助」による支援体制を確立するために、地域内で個人情報を共有することについて、自主防災組織や住民の理解を深めるとともに、避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進することが必要です。

② 避難者の多様性に配慮した避難所運営

ア 避難所ごとの運営マニュアルの策定

女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めるため、避難所ごとの運営マニュアル作成を進めていますが、1,462箇所の避難所中、106箇所（策定率7.3%）にとどまっています。

避難所ごとの運営マニュアルを作成するためには数回のワークショップの開催等が必要となり、作成主体となる自主防災組織の負担感が大きいことから、取組が広がっていません。

このため、自主防災組織の負担が過大にならないよう支援しつつ、避難所運営マニュアルの策定を進める必要があります。

イ 車中泊等避難所外避難者対策【新たな課題】

平成 28 年の熊本地震では、車中泊などを行う避難所外避難者の把握や、避難所外避難者に対する情報・支援物資等の提供方法が課題とされました。

このため、避難者に対する情報提供手段の多様化、避難所外避難者の把握、支援等について、各市町で対策を進める必要があります。

(4) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

① 津波避難対策の促進

市町における津波避難計画の策定率は 100%です。一方で、住民一人ひとりが作成する「My まっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、平成 29 年度末時点で 9 市町 52 地区となっており、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸地域における取組の広がりが見られません。

三重県が実施している「防災に関する県民意識調査」の結果からは、熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾に面する地域での津波避難に対する意識が高まっておらず、こうした意識の違いが取組の差となって表れているものと思われます。

津波による被害を低減するため、沿岸地域全体の津波避難に対する意識の向上を図り、「My まっぷラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりを一層促進する必要があります。

② 洪水時の避難対策の促進【新たな課題】

「三重県河川整備戦略」で「ソフト対策河川」と位置づける 101 の県管理河川について浸水想定区域図の作成を進め、71 河川の浸水想定区域図を公表してきましたが、平成 27 年度に水防法が改正され、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられたため、水位周知河川の浸水想定区域図については、新想定により作成する必要が生じました。

このため、新想定による浸水想定区域図の作成を進めるとともに、これに基づく市町の洪水ハザードマップの作成を促進することが必要です。

また、新想定により、特に家屋倒壊等氾濫想定区域に設定された地域については、域外への避難場所の確保や避難のタイミング等を定めた避難計画の作成が必要となります。

さらに、平成 29 年台風第 21 号では、中小河川や内水氾濫により多くの浸水被害が発生したことから、中小河川や内水氾濫の浸水対策についても取り組んでいくことが求められています。

③ 土砂災害時の避難対策の促進【新たな課題】

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となりました。

しかし、土砂災害警戒区域等の指定が進んだことにより、従来の避難場所が区域指定されたため、土砂災害発生時の避難場所が確保できない地域が生じています。

これら地域では、従来では避難場所の対象としていなかった民間施設等を活用するなどして避難場所を確保する必要に迫られており、地域全体で避難場所のあり方等を検討した上で、地域の住民全員で避難体制を共有するための避難計画を作成することが必要となります。

④ 地区防災計画の策定【新たな課題】

①～③の取組を災害対策基本法の改正に基づく地区防災計画として市町地域防災計画に位置付けることも重要であり、地域が主体となった「共助」による避難体制の確保を図っていく必要があります。

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

県・市町の災害対策活動の強化

(1) 市町によるみえ防災・減災センターの活用

みえ防災・減災センターについては、35.4%の市町が「防災人材の育成」をセンターに期待する事業として挙げていますが、センターの「みえ防災人材バンク」については、79.3%の市町が「知っているが利用したことがない」と回答しています。

また、センターの地域支援のための相談窓口についても、62.1%の市町が「知っているが利用したことはない」と回答しており、センターの事業内容は市町に周知されているものの、市町が十分にセンターの機能を活用しきれていないことが明らかになりました。

市町がセンターを活用することにより、防災担当職員のマンパワーやスキルの不足を補い、「自助」や「共助」の取組の促進につなげることができると、今後は、センターと市町との連携強化を進める必要があります。

(2) 市町への三重県版タイムラインの展開【新たな課題】

県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」を平成 29 年度に策定しました。

今後は、県地域機関分のタイムラインの策定を進めるとともに、市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について、検討を促していく必要があります。

(3) 市町の広域受援体制の整備【新たな課題】

平成 29 年度に「三重県広域受援計画」を策定し、これにより、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療・保健活動、介護職員等の受入、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、ボランティアおよび自治体応援職員の受入にかかる受援活動を整理しました。

今後は、各避難所までの物資輸送体制、現地のボランティアの受入体制、全国からの応援職員の受入体制など、市町の受援体制の整備を進める必要があります。

(4) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域の 2 市 2 町では、平成 28 年度に沿岸部の避難元市町内と、内陸部の避難先市町との間で「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。

今後は、受入場所までの移動方法や広域避難実施のタイミングなど、より具体的な内容についての検討が必要です。

(5) 災害対策活動における ICT 等の活用

① 防災情報プラットフォームの運用、機能の改善

「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成 29 年度から開始しましたが、導入後間もないことから、実際の災害対策本部活動や図上訓練等で検証を重ね、運用や機能の改善を図る必要があります。

② 国における「災害情報ハブ」の取組【新たな課題】

現在、国において、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれに持つ災害情報を共有し、災害対策活動の効率化等をめざす「災害情報ハブ」の仕組みの検討が進められており、こうした仕組みの活用が必要です。

③ 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の南部、伊勢湾沿岸への展開【新たな課題】

伊勢志摩サミットを契機に導入した「DONETを活用した津波予測・伝達システム」については、現在、対象地域が伊勢志摩地域に限られているため、深刻な津波被害が予測される県南部地域への早期導入や、伊勢湾沿岸地域への導入の検討を進める必要があります。さらに、県や市町の災害対策本部における同システムの活用方法等についても、検討を進める必要があります。

(6) 災害医療機能の強化

災害拠点病院と災害医療支援病院については、すべての施設で耐震化が完了する見込みです。

また、DMAT、医療救護班、DPAT等の派遣や受入、調整等について県に対する助言・支援の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する訓練を実施して資質向上を図るとともに、災害拠点病院のBCP策定を促進しています。

引き続きこれらの取組を進め、災害医療体制の強化に取り組む必要があります。

(7) 防災関係機関との連携

防災関係機関について、自衛隊とは、知事と第10師団長をトップとする連絡会議や、定期的に個別の意見交換等の場を設置するとともに、「県図上訓練」、「南海レスキュー」など訓練への相互参加を行っています。

また、気象台とは「県防災施策に関する研究会」を開催し、防災関係機関も含めて「三重県版タイムライン」の試行にかかる連携を図ってきました。

今後も引き続き、「三重県版タイムライン」の運用や「市町タイムライン」の検討について、連携を図っていきます。

(8) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応【新たな課題】

東海地震の予知を前提とした対策などを定めた「大規模地震対策特別措置法」については、現在、国において見直しの検討が進められています。

現在、三重県では同法に基づき、地域防災計画に「地震災害警戒本部」の設置等による「東海地震に関する緊急対策」を規定していますが、同法の見直しにより、県と市町の対応についても見直しが必要となります。

このため、国における検討状況を注視し、適切に対応を行う必要があります。

(9) 重要施設の非構造部材の耐震化

消防庁調査による平成 28 年 3 月 31 日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は 96.4%で、東京都、静岡県に次ぐ全国第 3 位（平成 29 年 3 月 31 日時点では、96.5%で全国 6 位）となっています。また、避難所となる施設については、施設の耐震化は完了しています。

一方、非構造部材の耐震化は、公立小中学校の平成 29 年 4 月 1 日時点における屋内運動場等における吊り天井などの耐震対策実施率は 80.4%（未完了 27 棟）となっています。また、県立学校については 37.9%（未完了 82 棟）となっていますが、平成 31 年度には完了する予定です。なお、県立学校以外の県有施設の非構造部材耐震化実施率は、100%となっています。

公立小中学校、県立学校とも、引き続き、計画的に非構造部材の耐震化を進める必要があります。

様々な主体による防災力の向上

(10) 防災教育の推進と学校、地域の連携

「防災ノート等の活用による防災教育の推進」、「学校防災リーダーの養成」については、目標とする 100%を達成しており、学校における防災教育の取組は定着が図られています。また、学校と地域住民と合同の避難訓練の実施など、公立小中学校、県立学校での地域と連携した取組の実施率は 90.3%、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合は 15.7%となっています。

今後は、学校と地域や家庭との連携を一層促進することにより、防災教育の取組を見守る児童生徒の安全確保だけでなく、地域の「共助」や県民の「自助」の活動へと広げ、「防災の日常化」へとつなげていくことが期待されます。

(11) 福祉避難所の運営および要配慮者利用施設の避難体制の確保【新たな課題】

福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設となっていますが、福祉避難所運営マニュアルを作成済みの施設数は 162 施設となっており、運営体制を確立していく必要があります。

福祉避難所の運営体制確立に向けては、運営に必要な介護人材等の確保が必要となりますが、運営スキルを持つ人材不足が懸念されています。

災害発生時に福祉避難所としての機能を十分発揮するためには、運営マニュアルの策定や訓練の実施等を進めるほか、福祉避難所の運営の核となる人材確保が必要となります。

また、平成 29 年に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設に「避難確保計画」の作成・避難訓練の実施が義務づけられたことから、これらの取組を促進し、施設利用者の避難体制整備を進める必要があります。

(12) 観光客支援対策

観光事業者等関係者の主体的な防災対策を促進するため、観光事業者等関係者を対象とした人材育成や、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」などの 7 つのテーマ検討を進めてきました。現在のところ、観光防災の取組は、宿泊施設が沿岸部に集中している伊勢志摩地域や東紀州地域など深刻な津波被害が予測される地域を中心に実施していますが、より多くの観光地において観光防災に取り組まれるよう、今後、県内全域の観光地への水平展開が必要です。

(13) 内陸直下型地震への対応

三重県では、県独自の活断層調査結果をもとに、県内の活断層の位置等を示した「三重県内活断層図」を公表するなどによる内陸直下型地震対策を行ってきました。

しかし、平成 28 年に「熊本地震」や「鳥取中部地震」が相次いで発生し、活断層を震源とする内陸直下型地震は全国どこでも発生するとともに、深刻な被害をもたらすことが改めて認識されました。

このため、県内活断層の県民への周知を引き続き行い、各主体の取組を進める必要があります。

また、県独自の活断層調査の過程で、今まで活断層が存在しないとされてきた紀伊半島南部（熊野市から和歌山県新宮市にかけての地域）に、新たな活断層が存在する可能性を示す地形を発見したことから、この地形の成り立ちを明らかにするため、国に対し、詳細な調査の実施を働きかけていくことが必要です。

災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）

（14）緊急輸送道路等の確保対策

ミッシングリンクとなっている区間の高速道路等の整備促進、早期供用に向けた取組を進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの東紀州地域における整備が進みました。

また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路91路線のうち、86路線が改良済となりました。さらに、道路啓開基地の整備について累計14箇所完成し、道路構造の強化についても累計21箇所完成しました。

ミッシングリンクの解消については、事業中区間の早期整備と未事業化区間の早期事業化に取り組む必要があります。また、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、引き続き重点的かつ効率的な整備を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図る必要があります。

（15）海岸・河川堤防等における地震・津波対策

海岸保全施設および河川堤防については、脆弱箇所の補強対策を実施し、必要箇所すべての対策を完了しましたが、農地・漁港海岸保全施設や漁港、県管理河川における水門・排水機場などで耐震対策等が必要な箇所が残されていることから、コスト縮減、工期短縮等により事業進捗を図る方を検討する必要があります。

（16）洪水防止対策の推進

河川整備を計画的に進めていますが、平成28年度末時点での河川改修が必要な河川の整備率は39.2%であることから、今後も引き続き計画的な進捗を図る必要があります。

堆積土砂の撤去については、関係市町の意見をふまえ必要箇所を選定し、毎年度約10万m³の撤去を実施していますが、河川における土砂の堆積は年々進むことから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。

(17) 海岸保全対策の推進

高潮・高波による被害を軽減するため、海岸保全施設防護機能の向上を進め、県土整備部所管海岸堤防等では、平成 29 年度までに 142.9km の整備を終える見込みです。また、農地・漁港海岸保全施設等では、整備延長を 3,717m まで進め、漁港海岸 1 地区で事業が完了しました。

しかし、整備が必要な海岸は、まだ多く残っていることから、事業実施箇所や工法等を精査し、引き続き効果的・効率的に事業を進める必要があります。

(18) 土砂災害対策の推進

土砂災害による被害を防止するため、砂防えん堤等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数は H26 18,150 戸→H28 18,418 戸と増加しましたが、土砂災害保全率は、平成 28 年度末現在で 26.6%であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。

治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策や、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりについても、さらなる推進が必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章では、計画の策定目的のほか、三重県が防災・減災対策を進めるにあたり、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理します。

1 計画策定の目的

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例」（平成21年三重県条例第8号）に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画です。

（参考：三重県防災対策条例第10条第2項）

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

(2) 計画策定の目的

本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とします。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めます。

2 防災の日常化

(1) 「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めます。

地震災害については、いつか来る「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

風水害については、いつも来る「日々の備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

(2) それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠です。

このため、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざします。

①県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人
「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、災害ボランティア など

(期待される役割)

- 自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。
- 停電や断水等の生活支障に対処するための備蓄など災害に備える。
- 自らの命を守るため、早めの避難行動を行う。
- 平常時から防災訓練などを実施して、地域の防災力向上に取り組む。
- 災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

②事業者

企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人 など

(期待される役割)

- 従業員や施設の安全確保に取り組む。
- 事業所における防災活動に取り組む。
- 地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

③行政

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

- 自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。
- 防災基盤の整備を推進する。
- 情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。

第6章 計画の基本事項

第6章では、対策の全体像を把握するための施策体系や、計画期間、計画の進行管理について示します。

1 施策体系

本計画では、「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するための行動計画とするため、「三重県地域防災計画」の部・章・節の構成を取り入れた形で、以下のとおり「施策体系」を定めました。

【施策の柱】： 講じるべき対策を大きく時間軸の観点から区分し、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策および発災後対策」、「復旧・復興大対策」の3つの柱を、「施策の柱」として設定しました。

【施策項目】： 「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」を構成する各章の内容と一致するよう、施策の柱のもと、施策項目を設定しました。

【施策小項目】： 「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、「三重県地域防災計画」を構成する各節の内容と一致するよう、施策項目のもとに、施策小項目を設定しました。

<施策体系>

【施策の柱】 I 災害予防・減災対策

【施策項目】 1 自助・共助を育む対策

- 【施策小項目】
- (1) 県民や地域の防災対策の促進
 - (2) 防災人材の育成・活用
 - (3) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
 - (4) ボランティア活動の促進（予防対策）
 - (5) 企業事業所の防災対策の促進
 - (6) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策

【施策小項目】 (1) 避難対策等の推進（予防対策）

【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

【施策小項目】 (1) 建築物等の防災対策の推進
(2) 公共施設の耐震対策の推進
(3) 水害・高潮防止対策の推進
(4) 地盤災害防止対策の推進
(5) 農地・森林・漁村の防災対策の推進
(6) 危険物施設等の防災対策の推進

【施策項目】 4 緊急輸送の確保

【施策小項目】 (1) 輸送体制の整備

【施策項目】 5 防災体制の整備・強化

【施策小項目】 (1) 災害対策機能の整備及び確保
(2) 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
(3) 医療・救護体制及び機能の確保（予防対策）
(4) 応援・受援体制の整備（予防対策）
(5) 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防対策）
(6) ライフラインにかかる防災対策の推進
(7) 防災訓練の実施

【施策項目】 6 特定自然災害への備え

【施策小項目】 (1) 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防対策）

【施策の柱】 II 発災前の直前対策および発災後対策

【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保

【施策小項目】 (1) 活動態勢の整備
(2) 通信機能の確保
(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
(4) 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
(5) 応援・受援体制の整備（応急対策）
(6) 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
(7) 災害救助法の適用

【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- 【施策小項目】**
- (1) 緊急の交通・輸送機能の確保
 - (2) 水防活動
 - (3) ライフライン施設の復旧・保全
 - (4) 公共施設等の復旧・保全
 - (5) ヘリコプターの活用

【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動

- 【施策小項目】**
- (1) 救助・救急及び消防活動
 - (2) 医療・救護活動（応急対策）

【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動

- 【施策小項目】**
- (1) 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営（応急対策）
 - (2) 避難行動要支援者・要配慮者対策（応急対策）
 - (3) 学校・園における児童生徒等の安全確保
 - (4) ボランティア活動の支援（応急対策）
 - (5) 防疫・保健衛生活動
 - (6) 災害警備活動
 - (7) 遺体の取扱い

【施策項目】 11 救援物資等の供給

- 【施策小項目】**
- (1) 緊急輸送手段の確保
 - (2) 救援物資等の供給（応急対策）
 - (3) 給水活動

【施策項目】 12 特定自然災害対策

- 【施策小項目】**
- (1) 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（応急対策）

【施策項目】 13 復旧に向けた対策

- 【施策小項目】**
- (1) 廃棄物対策活動（応急対策）
 - (2) 住宅の保全・確保

【施策の柱】 III 復旧・復興対策

【施策項目】 14 復旧・復興対策

- 【施策小項目】**
- (1) 被災者の生活再建に向けた支援
 - (2) 復興体制の構築と復興方針の策定

なお、これら施策体系に沿った具体的な行動を、本計画では 179 項目の「行動項目」として掲げています。

このうち、第4章で整理した課題をふまえ、第7章では、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する 69 の行動項目を「重点行動項目」として選択しました。

そして、第8章では、第7章で示した「重点行動項目」も含め、本県の防災・減災対策を推進するために必要となるすべての「行動項目」を、施策体系に沿って掲載しています。

2 計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、2022 年度を目標年とする 5 か年の計画とします。

3 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図ります。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

なお、2019 年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、これに合わせて本計画の中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図ります。

第7章 課題解決に向けた重点的取組

第7章では、第4章でまとめた検証結果から見えてきた課題の解決に向け、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、対策の重要性を述べるとともに、必要となる行動項目を「重点行動項目」として示します。

第4章「検証結果から見えてきた課題」では、「1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの」として、以下の課題を掲げました。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

- (1) 県民の防災行動の促進
- (2) 防災人材の活用
- (3) 災害時に配慮を要する人々の対策
- (4) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）作成の促進

これらは、県民の「自助」や地域の「共助」にかかる課題であることから、県民や地域の防災行動を促進してはじめて効果が表れるものですが、これまでに県や市町が取り組んできた働きかけだけでは、十分な成果を上げることができていません。

特に、県民や地域への働きかけを直接的に行う立場にある市町では、マンパワーやノウハウが十分でないことから、県民や地域の防災行動を促進するために効果的な対策を講じることが困難な状況にあります。

このため、本計画では、従来の取組に加え、平成26年に県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」の機能の充実・強化を図るとともに、センターを活用して「地域防災課題解決プロジェクト事業」（※P100参照）を推進することにより、「自助」、「共助」にかかる全県的かつ解決困難な課題について、市町と連携して解決のための取組手法の確立をめざすこととしています。

このほか、第4章では、「2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの」として、以下の課題を掲げています。

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

県・市町の災害対策活動の強化

- (1) 市町によるみえ防災・減災センターの活用
- (2) 市町への三重県版タイムラインの展開【新たな課題】
- (3) 市町の広域受援体制の整備【新たな課題】
- (4) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築
- (5) 災害対策活動におけるICT等の活用
- (6) 災害医療機能の強化
- (7) 防災関係機関との連携
- (8) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応【新たな課題】
- (9) 重要施設の非構造部材の耐震化

様々な主体による防災力の向上

- (10) 防災教育の推進と学校、地域の連携
- (11) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保【新たな課題】
- (12) 観光客支援対策
- (13) 内陸直下型地震への対応

災害に強いまちづくり（ハード整備の推進）

- (14) 緊急輸送道路等の確保対策
- (15) 海岸・河川堤防等における地震・津波対策
- (16) 洪水防止対策の推進
- (17) 海岸保全対策の推進
- (18) 土砂災害対策の推進

これらは、主に県や市町の「公助」にかかる課題であり、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」においても「選択・集中テーマ」や「重点的取組」に掲げ、課題解決に向けて推進を図ってきたところです。取組についてはおおむね計画的に進捗していますが、近年の災害事例などから新たに対応しなければならない課題などが生じてきていることから、これらに対応するための取組を進める必要があります。

3 重点的取組の設定と進行管理

【重点的取組の設定】

こうした課題をふまえ、本計画では、次頁に示したとおり「課題解決に向けた重点的取組」を設定し、計画期間中に特に注力して対策を推進することとします。

なお、これら「重点的取組」を進めるにあたり、県がどのような取組を行うかを具体的に示すため、「重点行動項目」を設定します。それぞれの「重点行動項目」には「目標項目」と「目標値」を定め、5年後の目標達成に向け、取組を具体的かつ計画的に進めることとします。

【成果を確認しながらの進行管理】

重点行動項目で設定する「目標項目」は、「県が何をやる」という活動指標が中心となりますが、重点行動項目の成果を見える化するため、重点行動項目とは別に、「重点行動項目の実施にともなう成果」を設定します。

「重点行動項目の実施にともなう成果」は、「防災に関する県民意識調査」の結果等から得られる、例えば、「県民の家具固定・転倒防止対策により安全が図られた割合」といった数値で、行動項目を実施した結果、県民の意識の変化などを成果として、毎年度の検証の際、確認するものです。

課題解決に向けた重点的取組

【重点的取組1】

- 県民の防災活動をさらに促進する

【重点的取組2】

- 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

【重点的取組3】

- 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

【重点的取組4】

- 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

【重点的取組5】

- 県・市町の災害対策活動をさらに強化する

【重点的取組6】

- 様々な主体による防災力をさらに向上する

【重点的取組7】

- 災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める

(※) 「地域防災課題解決プロジェクト事業」について

これまでの取組を検証するため、県内全市町へのヒアリング等を実施し、市町や地域における防災・減災対策の取組状況等について調査・分析を行った結果、特に「共助」に関する取組で進んでいない項目があることが明らかになりました。

地域における「共助」は自主防災組織、消防団、自治会等、様々な組織体が連携し、大規模災害時に地域住民の支援をしていく必要がありますが、地域全体で互いに助け合うという「共助」の取組が進まず大きな課題となっています。

東日本大震災や熊本地震においては、地域の高齢者等の避難行動要支援者や車中泊等避難所外避難者の支援、地震発生後の地域での迅速な救助活動等の課題があり、また、平成 29 年台風第 21 号では住民の迅速な避難等が課題となりましたが、こうした課題に対しては、平時から地域の様々な組織が役割分担し、地域住民の状況を把握するとともに、地域における支援を迅速に実施できる態勢を整えることが必要です。

また、南海トラフ地震等の大規模災害では、地域の自主防災組織、消防団、自治会等の組織が連携し、県および市町の災害対策本部等、公助を補完する機能を発揮できる態勢を整えることも重要です。

このため、県内の「共助」の取組のレベルアップを図るため、県は広域自治体の役割として、みえ防災・減災センターのシンクタンクとしての機能を活用し、市町職員の知見も生かしながら、「共助」の取組の活性化に取り組みます。

具体的には、東日本大震災、熊本地震、平成 29 年台風第 21 号の様々な課題をふまえるとともに、南海トラフ地震を想定した「共助」の取組の活性化について検討し、「手引書」を作成します。

また、県内市町から、みえ防災・減災センターに職員を受け入れ、市町の参画のもと、本事業を進めることとしています。

【重点行動項目の記載例】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
○○○○○ ○○○○○ ○○ ※1	○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○。 ※2	○○○○○○○ ○ ※3	※4	※5	※6	※7

【重点行動項目の実施にともなう成果の記載例】

成果の内容	現状値
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。 ※8	※9

- ※1 重点行動項目 具体的な取組（行動）の名称を記載。
- ※2 取組内容 当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。
- ※3 目標項目 取組内容の進捗を把握するための目標項目を記載。
- ※4 現状値 目標項目の現状（平成29年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※5 2019年度目標値 目標項目の2019年度末での状態、2年間の取組量や毎年の取組量、2年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※6 2022年度目標値 目標項目の2022年度末での状態、5年間の取組量や毎年の取組量、5年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※7 担当当部 中心となって担当する県の担当部を記載。また、（ ）内には、「県民」や「市町」等、県以外で関係する取組主体を記載。
- ※8 成果の内容 毎年度の進捗状況の検証の際に、重点行動項目を実施したことにより、どれだけの成果が上がっているかを確認するために設定する項目。
「防災に関する県民意識調査」の結果等から得られる、例えば、「県民の家具固定・転倒防止対策により安全が図られた割合」といった数値。
- ※9 現状値 成果の内容の現状（平成29年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。
なお、現時点で、平成29年度末実績の把握が困難なものについて、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度末)」等と記載。

➤ なお、それぞれの行動項目については、現時点で確定しているものではなく、今後の予算調整等を経て、確定に向けた調整を進めていくものとします。

1 重点的取組 1：県民の防災活動をさらに促進する

(1) 県民による耐震対策の促進

突然襲ってくる地震の強い揺れから自らの安全を確保するため、住宅の耐震化や家庭における家具の固定・転倒防止など、平時からの県民による耐震対策を促進します。

特に、家庭における家具固定・転倒防止対策については、これまでの取組ではあまり進捗していないことが明らかになったことから、取組内容を見直し、住宅耐震化にかかる戸別訪問と連携して、県民のみなさんに直接的に働きかける啓発を行うこととしています。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
住宅耐震化の促進	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進する。 耐震性のない木造住宅の除却や耐震改修を行うための設計・工事への支援を行う。	住宅耐震化にかかる戸別訪問の実施件数(戸/年)	1万戸/年	1.4万戸/年	1.4万戸/年	県土整備部(県民、市町)
		住宅耐震化にかかる除却、耐震改修の県補助金交付件数(戸/年)	166戸/年	200戸/年	200戸/年	県土整備部(県民、市町)
家具固定、転倒防止対策の促進	家具の転倒や散乱防止のための啓発を、住宅耐震化にかかる啓発と連携して実施することにより、県民の総合的な耐震対策の取組を促進する。	住宅耐震化にかかる啓発と連携した家具固定・転倒防止の啓発実施件数(戸/年)	—	1.4万戸/年	1.4万戸/年	防災対策部(県民、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
耐震基準を満たした住宅の割合	83.6%
県民の家具固定・転倒防止対策により安全が図られた割合	44.6%

(2) 県民による防災情報等の理解促進

局地的大雨などに対しては、その場の状況に応じて、県民の一人ひとりが自分自身の判断で適切な避難などの行動等を取ることが重要となります。

このため、県民のみなさんが自分の住むまちで起こりうる災害リスクを知り、自ら判断し行動できるようになることを促進するため、防災シンポジウムや講話、報道機関の活用や体験型防災啓発などを組み合わせながら、効果的な啓発を行うこととします。

また、「みえ防災・減災アーカイブ」については、利活用の促進に重点的に取り組むこととし、次世代への啓発を進めていきます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発の 推進	<p>県民による防災情報等の理解促進を図るため、様々な手段を組み合わせ、効果的な防災啓発を行う。</p> <p>具体的には、みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや気象台との連携による防災講演会、県防災技術指導員等による防災講話や出前トーク等の開催、マスメディアを活用した防災情報の発信、地震の揺れを再現できる防災啓発車等を活用した体験型の防災啓発などにより、県民の防災意識の向上を図り、「防災の日常化」をめざす。</p>	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部(県民、市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		報道機関に資料提供した防災の取組がメディアで取り上げられた割合	65.2%	70%以上	70%以上	防災対策部
		防災啓発車による啓発回数	508回/年	510回/年	510回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「みえ防災・減災アーカイブ」の活用促進	<p>県民の防災意識の向上に資するため、被災者による災害体験の証言集や、みえの防災大賞等地域防災活動の優良事例集、みえ防災・減災センターが実施した調査・研究結果等の防災啓発コンテンツを収集してアーカイブ化し、インターネット上で公開する。</p> <p>また、アーカイブの活用促進を図るため、防災イベントや児童館等において、アーカイブの展示を行う。</p>	アーカイブ化したコンテンツの数(累計)	361件	380件	400件	防災対策部
		防災イベントや児童館等でアーカイブの展示を行った件数(件/年)	8件/年	8件/年	8件/年	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
津波浸水予測図を確認したことのある津波危険地域内の県民の割合	50.4%
地域の風水害の危険性について認識していない県民の割合	21.4%
自宅周辺の避難場所および避難所を知っている県民の割合	49.7%

2 重点的取組2：育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域における災害からの避難体制の整備や避難所運営などにおいて、地域の「共助」の担い手としての自主防災組織の役割は、ますます重要となっていることから、自主防災組織活動の活性化に向けた取組を進めます。

特に、本計画では、自主防災組織活動を活性化させるため、新たに「地域防災課題解決プロジェクト」事業を展開し、県、市町、みえ防災・減災センターが一体となって、自主防災組織による「共助」の取組への支援を行っていくこととしています。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
自主防災組織に対する活動支援の推進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、自主防災組織の活動支援を行う。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、自主防災組織の活動支援に取り組む市町数(累計)	—	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり	自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。	研修実施地域数(累計)	3地域	6地域	15地域	防災対策部(県民、事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
地域の防災活動に参加した県民の割合	29.8%
自主防災組織が活発に活動していると感じる県民の割合	15.1%

(2) 防災人材の活用

自主防災組織の活動を支援するため、みえ防災・減災センターで育成した「みえ防災コーディネーター」や「三重のさきもり」などの防災人材の活用を進めます。

特に、新たな取組として、「地域防災課題解決プロジェクト」事業を行う際には、育成した防災人材を積極的に活用し、「共助」の取組を進めるために必要となるマンパワーの不足を補うとともに、防災人材のスキルの向上を図ります。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
みえ防災・減災センターによる防災人材等リソースの活用	「地域防災課題解決プロジェクト」の取組などにより、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材の活用促進を図る。	防災人材を活用して地域の防災活動支援に取り組む市町数（累計）	15 市町	29 市町	29 市町	防災対策部（県民、市町）
防災人材の育成・活動支援	みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災人材バンク」登録者対象に、地域で実践活動を行うための研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。	フォローアップ研修の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部
		防災人材と地域活動の場のマッチング実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
みえ防災・減災センターが育成した防災人材が活動した件数	215 件

(3) 消防団と自主防災組織の連携

自主防災組織の活動を支援するため、地域の防災活動の中核を担う消防団と自主防災組織の連携を進めます。

このため、大規模災害団員等の機能別消防団員の確保を市町に働きかけることにより消防団の活性化を図るとともに、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により自主防災組織と消防団の連携にかかる取組の県内への水平展開を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、消防団と自主防災組織の連携の取組を促進する。	「地域防災課題解決プロジェクト」で作成した手引書により作成する手引書に基づき、消防団と自主防災組織の連携に取り組む市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化（機能別消防団員の確保）	地域防災体制の中核的存在である消防団では、団員数の減少という課題に直面していることから、大規模災害団員等の機能別団員の導入を市町に働きかけ、消防団員の確保を図る。	機能別消防団員を導入した市町数（累計）	3市町	5市町	8市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
消防団と連携した活動を行う自主防災組織数	77組織

3 重点的取組3：各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

(1) 地域における避難行動要支援者対策の促進

これまでの取組では、地域における避難行動要支援者の個別支援計画作成が進まなかったことから、「地域防災課題解決プロジェクト」により、避難行動要支援者の個別支援計画の作成について、県内へ水平展開するための取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
避難行動要支援者の個別支援計画作成の促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、避難行動要支援者の個別支援計画の作成を促進する。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難行動要支援者の個別支援計画作成に取り組む市町数(累計)	—	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、避難行動要支援者等の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、避難行動要支援者等を支援する際の対応力を高める。	みえ防災・減災センターで実施する自主防災リーダー研修における研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
避難行動要支援者個別支援計画を作成した自主防災組織数	0組織

(2) 避難者の多様性に配慮した避難所運営

女性防災人材の育成や要配慮者への配慮、女性の視点を取り入れた避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を促進し、避難者の多様性に配慮した避難所運営が行われる体制の整備を進めます。

また、車中泊等避難所外避難者への対応については、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により検討した内容を「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に反映し、これをもとに避難所外避難者対策の水平展開を図ります。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所ごとの運営マニュアル策定の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難所ごとの運営マニュアル策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
女性防災人材の育成	主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、様々な場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。	女性防災人材の育成人数（累計）	348人	410人	500人	防災対策部（県民、事業者）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所運営マニュアルを作成した地域数	0地域

4 重点的取組4：近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

(1) 津波避難対策の促進

個人や地域の津波避難計画作成を促進するため、津波避難のための三重県モデルである「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画の作成促進に取り組みます。

また、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、県内沿岸19市町において、新たに津波避難にかかる地区防災計画の作成を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
津波避難にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、津波避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、津波避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	19市町	防災対策部（県民、市町）
「Myまっぷラン」の取組の促進	津波避難に関する三重県モデルである「Myまっぷラン」による住民一人ひとりの津波避難計画づくりの取組を促進し、地域における津波避難体制の整備を進める。	「Myまっぷラン」取組地域数（累計）	9市町	13市町	19市町	防災対策部（県民、市町）

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
津波避難にかかる地区防災計画を作成した地域数	1地区

(2) 洪水・高潮時の避難対策の促進

洪水時に住民の迅速な避難を支援するため、県が管理する水位周知河川について、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図の公表を進めるとともに、中小河川において洪水に特化した水位計の設置を行います。

また、伊勢湾沿岸で高潮被害の発生が予測された場合に、住民が迅速に避難できるよう、高潮浸水想定区域図の作成を進めます。

さらに、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、新たに洪水避難にかかる地区防災計画について、県内に水平展開します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、洪水避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成）	県が管理する水位周知河川について、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成県管理河川数（累計）	14河川	20河川	32河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進（危機管理型水位計の設置）	洪水時における水位状況を監視するため、現在、水位計が設置されていない県管理河川のうち、過去に越水被害が発生する等、重要度が高い河川等を対象に危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数（累計）	—	110箇所	181箇所	県土整備部

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				主担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
迅速な避難に資する情報提供の推進（高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供）	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
洪水避難にかかる地区防災計画を作成した地域数	0 地区

(3) 土砂災害時の避難対策の促進

土砂災害発生危険性が高い地域等について住民への周知を図るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害に対する地域の避難体制の整備を進めます。

また、「地域防災課題解決プロジェクト」事業により、新たに土砂災害にかかる地区防災計画について、県内に水平展開します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、土砂災害にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	27市町	防災対策部（県民、市町）
土砂災害対策の推進（土砂災害警戒区域の指定）	土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、迅速な避難につながるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63%	84%	100%	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
土砂災害にかかる地区防災計画を作成した地域数	1地区

5 重点的取組5：県・市町の災害対策活動をさらに強化する

(1) 市町への三重県版タイムラインの展開

台風を対象として、県災害対策本部におけるすべての部隊において、平成30年度から三重県版タイムラインの運用を開始することから、新たに県地方災害対策部および市町におけるタイムラインの策定を進め、県・市町間の災害対策活動の連携を強化します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
市町タイムラインの策定促進	県タイムラインと連携した市町タイムラインの基本モデルを作成し、基本モデルに基づいて県内市町への水平展開を図る。	県タイムラインと連携した市町タイムラインを作成した市町数(累計)	1市町	6市町	29市町	防災対策部(市町)
地方部タイムラインの策定	県災害対策本部における災害対応力を一層強化していくために、県地方災害対策部が使用する地方部タイムラインの策定を行う。	地方部タイムラインの策定	未実施	9地方部における策定完了	—	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
三重県版タイムラインと連動したタイムラインを策定した市町数	1市町

(2) 市町の受援体制の整備（物資、応援職員、ボランティア）

市町における物資輸送体制や、全国から派遣される応援職員の受入、災害ボランティアを現地で受け入れるための体制の整備など、新たに市町における受援体制の整備を促進します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
支援物資にかか る市町受援体制 の整備促進	各市町に対し、支援物資の受入 れおよび避難所への供給体制の整 備を働きかけ、29市町での整備完 了をめざす。	災害時の物資調 達に係る市町受 援計画を作成し た市町数（累計）	—	10市町	29市町	防災対 策部(市 町)
		支援物資に関す る市町の災害時 受援体制整備手 引書の作成	未作成	作成完 了	—	防災対 策部(市 町)
自治体応援 職員にかか る市町受援 体制の整備 促進	各市町に対し、自治体応援職員 の受入体制の整備を働きかけ、29 市町での整備完了をめざす。	災害時の自治体 応援職員受入れ に係る市町受援 計画を作成した 市町数（累計）	—	10市町	29市町	防災対 策部(市 町)
		自治体応援職員 に関する市町の 災害時受援体制 整備手引書の作 成	未作成	作成完 了	—	防災対 策部(市 町)

重点行動項目	重点行動項目の実施内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
ボランティアにかかる市町受援体制の整備促進	各市町に対し、ボランティアの受入体制の整備を働きかけ、29市町での整備完了をめざす。	ボランティアの受入れに市町受援計画を作成した市町数(累計)	—	6市町	29市町	防災対策部 環境生活部(市町)
		ボランティアに関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	未作成	作成完了	—	防災対策部 環境生活部(市町)
災害時支援活動団体への支援	被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。	協定締結団体数(累計)	2団体	3団体	5団体	環境生活部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
市町受援計画(※)が整備された市町数 ※ 受援体制(支援物資、自治来応援職員、ボランティア、その他)の整備にかかる計画	0市町

(3) 県北部海拔ゼロメートル地帯等における市町の広域避難体制の構築

県北部海拔ゼロメートル地帯における広域避難の実施にかかる具体的な手法等を確立するため、対応方針の検討を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	協定内容や広域避難実施要領等の検証および充実を図るため、訓練を実施する。	訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
広域避難実施要領の改善を図った回数	1回/年

(4) 災害対策活動におけるICT等の活用

三重県の防災情報のポータルサイト「防災みえ.jp」の利用や、「DONE Tを活用した津波予測・伝達システム」の導入の促進などにより、災害対策活動におけるICT等の活用を進め、業務の効率化を図ります。

特に、平成29年度から運用を開始した「防災情報プラットフォーム」については、操作を行う県や市町職員の習熟度を高めるとともに、訓練等を重ね、災害対策活動を効率的に実施するために運用面の改善を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進(操作習熟度の向上)	災害対策本部設置時に運用する防災情報プラットフォームによる情報の収集・共有・分析・発信が有効かつ確実に行えるよう、市町担当者や地方部職員のシステムへの理解と操作習熟度を高めるための研修会等を実施する。	操作説明会、研修会等の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部(市町)
防災情報プラットフォームの活用促進(災害対策活動の効率化)	防災情報プラットフォームを活用し、迅速かつ確に災害対策活動を実施できるよう、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施し検証を行う。	防災情報プラットフォームを活用した訓練の実施	未実施	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
ICTを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供	「防災みえ.jp」による様々な情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	—	防災対策部(県民)

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「DONET を活用した津波予測・伝達システム」の整備	伊勢志摩サミットを契機に伊勢志摩地域に導入した「DONET を活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域への導入を進めるとともに、伊勢湾沿岸市町への導入についての検討を行う。	県南部地域へのシステムの導入	導入未	導入済	—	防災対策部(市町)
		伊勢湾沿岸市町におけるシステム導入方針の決定	未検討	方針決定	—	防災対策部(市町)
みえ防災・減災センターを活用した災害現場での ICT 活用事例の検討	国の動向等もふまえ、災害現場で活用可能な ICT 技術について、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務への ICT 活用を検討する。	地域防災研究会等において ICT 活用の意見交換等を行った回数	未実施	1 回/年	1 回/年	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
防災みえ.jp から情報を得ている人の割合	17.2%
防災みえ.jp のメール配信サービスおよび SNS を利用している人の総数	45,000 人
DONET を活用した津波予測・伝達システムを導入した市町数	0 市町

(5) 災害医療機能の強化

大規模災害発生時の災害医療コーディネート機能を確保し、災害医療ネットワークの構築を図るための取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるよう、各地域で年1回以上の災害医療コーディネーター研修を開催する。	災害医療コーディネーター研修の開催回数	9回/年	9回/年	9回/年	医療保健部(事業者)
地域における災害医療ネットワークの構築	地域における訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等参加施設数	41施設/年	40施設/年	40施設/年	医療保健部(事業者)
災害拠点病院等の業務継続体制の強化促進	災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等におけるBCP(業務継続計画)の作成を促進する。	BCPを作成した災害拠点病院等の施設数(累計)	7施設	20施設	20施設	医療保健部(事業者)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
資質向上を図った災害医療コーディネーターの人数	41人
災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)の数	26チーム

(6) 防災関係機関との連携

大規模災害発生時の県災害対策本部の運営体制や広域受援体制を確立し、一層強固なものとするため、防災関係機関との連携を深めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練	<p>住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。</p> <p>また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。</p>	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回 /年	13回 /年	13回 /年	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)
県と防災関係機関との連携強化	<p>東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資する様々な教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p>	連携会議の開催	1回 /年	2回 /年	2回 /年	防災対策部(防災関係機関)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
県・市町・防災関係機関等との連携の充実・強化を図った回数	13回/年

(7) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応

国による大規模地震対策措置法に基づく地震防災応急対策の見直しにともない、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された際の県における地震災害警戒体制について、検討を行います。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
大規模地震対策特別措置法の見直しにともなう地震災害警戒本部の検討	国の大規模地震対策特別措置法等の見直しに合わせ、県における南海トラフ地震の活動計画を整備する。	見直し完了	国による見直し作業中	(国の動向に合わせ)見直し完了	—	防災対策部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
「大規模地震対策特別措置法」の見直しにともなう新たな防災対応の整備完了	未実施

(8) 重要施設の非構造部材の耐震化

県内の県立学校や公立小中学校における非構造部材の耐震化を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県立学校の 屋内運動場 等の天井等 落下防止対 策の推進	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成26年度に実施した専門家による点検結果をふまえ、耐震対策に取り組む。	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65棟	0棟	—	教育委員会
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の促進	市町に対して、屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期の実施や、その他の非構造部材の耐震点検、耐震対策の実施を働きかける。	公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13棟	3棟	—	教育委員会(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65棟
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13棟

(9) 災害救助法、被災者生活再建支援法業務への対応力の向上

平成 23 年の紀伊半島大水害や平成 29 年の台風第 21 号では、県内で災害救助法および被災者生活再建支援法が適用されたことから、これら業務等について、平時から研修等を行い、県および市町の関係職員の対応力の向上を図ります。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害救助法への対応力向上	災害救助法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
被災者生活再建支援法への対応力向上	被災者生活再建支援法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
災害救助法にかかる担当者会議にかかる研修会の受講人数	61人
被災者生活再建支援法にかかる研修会の受講人数	67人

(10) 被災建築物応急危険度判定士等の確保

平成 28 年の熊本地震では、被災した建物等の危険度の判定や罹災証明書
の発行に必要となる住家の被害認定に時間を要したことから、被災建築物
応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士、住家被害認定調査員等を養成し、
災害発生時に必要となる人数の確保を図ります。

【重点行動項目】

重点行動 項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			主担 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災建築物 応急危険度 判定士の養成	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
被災宅地危険度判定士の養成	宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
住家被害認定調査員の養成	県・市町職員を対象とした住家被害認定調査にかかる研修会を開催し、調査員の養成を行う。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
被災建築物応急危険度判定士の登録者数	1,764人
被災宅地危険度判定士の登録者数	775人
住家被害認定調査が可能な職員の登録者数	県 77人 市町 299人

6 重点的取組6：様々な主体による防災力をさらに向上する

(1) 防災教育の推進と学校、家庭、地域の連携

「防災ノートの活用」や「学校防災リーダーの養成」など、学校における防災教育の取組の定着が図られたことから、こうした防災教育の取組を引き続き進めます。

また、学校だけの取組でなく、防災教育をもとに家庭で防災対策を話し合うための取組や、学校と地域住民が合同で実施する避難訓練など、学校と家庭や地域とが連携した取組を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標達成率			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災ノート等の活用による防災教育の推進	公立小・中・義務教育学校および県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会 環境生活部(県民、事業者、市町)
学校防災リーダーの養成	公立小・中・義務教育学校および県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会(市町)
防災に関する学校と家庭・地域との連携の促進	公立小・中・義務教育学校および県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5%	100%	100%	教育委員会(県民、市町)

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
教職員研修 の充実	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修に防災教育の内容を盛り込む。	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	教育委員会

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合	16.0%

(2) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保

平成 29 年に水防法および土砂災害防止法が改正され、洪水や土砂災害のおそれがある区域に立地する要配慮者施設に「避難確保計画」の作成が義務付けられたことから、県内の要配慮者施設における「避難確保計画」の作成の取組を促進します。

また、これまでの取組により福祉避難所の施設数は一定確保されましたが、今後も一層の確保に努めるとともに、福祉避難所の運営体制の確立や、県民のみなさんへの周知等を進めることとします。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時福祉支援リーダーの養成	災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。	災害時福祉支援リーダー養成講座受講者数(累計)	140人	280人	490人	子ども福祉部(事業者、市町)
福祉避難所運営マニュアルの作成促進	福祉避難所の運営体制を確立するため、各福祉避難所ごとの運営マニュアル作成を支援する。	福祉避難所運営マニュアルの作成を支援した施設の割合	45.0%	59.0%	80.0%	子ども福祉部(事業者、市町)
福祉避難所の確保・周知	福祉避難所の必要数を確保しようとする市町に対する支援を行うとともに、指定された福祉避難所の周知を促進する。	福祉避難所の公表を行った市町数(累計)	20市町	24市町	29市町	子ども福祉部(事業者、市町)
要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成の促進	要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成を促進するため、市町を対象とした説明会を開催するなど、計画作成を支援する。	要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成促進の働きかけを実施した回数	2回/年	2回/年	2回/年	子ども福祉部 県土整備部(事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
福祉避難所の運営体制が確立された率(運営マニュアルが作成された福祉避難所の割合)	45%
要配慮者利用施設における「避難確保計画」を作成した施設数	64施設

(3) 観光客支援対策

これまでに実施してきた観光防災の取組を、人材育成、課題や対策の検討、訓練による検証という一連の流れとして再構築することにより、効果的かつ継続的な取組への進展を図ります。

また、これらの取組事例を観光関係者に向けて共有を行うことで、より多くの観光地において観光防災に取り組みられるよう、県内全域への水平展開を図ります。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
観光関係者 に向けた観光 防災の取組 事例の共有	県内全域での観光防災の主体的な取組を促すため、これまでの先進的な取組や新たに取り組んだ優良事例を、県内の観光関係者へ情報共有する場を設け、観光防災の取組を県内全域へ展開する。	観光防災セミナーの開催数	—	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(事業者、市町)
観光地の防災対策にかかる人材育成および課題検討の場づくり	県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員等を対象として、防災面からの知識の習得や各観光地ごとで課題の掘り起しを行い、地域の課題解決に必要な人材の育成や課題検討の場を設置する。	観光地の防災対策にかかる課題検討回数	—	2回/年	2回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)
観光客への対応を想定した訓練の実施	地理に不案内な観光客が災害発生時に適切な避難行動がとれるよう、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練を実施し、課題解決に向けた検証を行う。	観光客への対応を想定した訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
観光防災に取り組む市町数	5市町

(4) 内陸直下型地震への対応

平成 28 年の熊本地震や鳥取中部地震のような内陸直下型地震の発生をふまえ、地震はどこでも起こりうることを認識し、備える必要があります。

このため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」等において公表している「三重県内活断層図」を活用し、内陸直下型地震に対する県民や地域の意識の向上を図るとともに、「自助」、「共助」の取組の促進します。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
内陸直下型地震にかかる防災啓発の推進	津波の危険性のない内陸部においても地震に対する啓発を進めるため、内陸部の住民等を対象に、防災シンポジウムや防災講話、出前トークを実施する。 また、地震の揺れを再現できる防災啓発車を活用し、内陸直下型地震にかかる体験型の防災啓発を実施する。	シンポジウム等の開催回数	—	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	41回/年	50回/年	50回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		防災啓発車による啓発回数	90回/年	90回/年	90回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
自宅周辺の内陸直下型地震の危険性について理解している県民の割合	37.8%

7 重点的取組7：災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める

(1) 緊急輸送道路等の確保対策

高速道路をはじめとした高規格幹線道路について、未事業化区間の早期事業化を国に働きかけ、ミッシングリンクの解消を図ります。

また、これまでの取組により、緊急輸送道路の整備が一定進んだことから、今後は、適切な維持管理体制を構築し、機能の確保を図ることとします。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高規格幹線道路の整備促進	ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路について、関係機関等と早期整備に向けて協力して取り組む。	高規格幹線道路の整備率（供用率）	77.1%	86.1%	87.8%	県土整備部（事業者）
緊急輸送道路の機能確保	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図る。	緊急輸送道路上の橋梁の点検実施率	—	37.5%	100%	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
高規格幹線道路の整備率（供用率）	77.1%
緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	95.6%

(2) 洪水防止対策の推進

洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダム of 計画的な整備を行うとともに、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止・軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去を計画的に進めます。

また、平成 29 年台風第 21 号では、県内でも多くの浸水被害が発生したことから、老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組みます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水防止対策の推進(河川・ダムの整備)	洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。	河川整備延長(累計)	467km	470km	471km	県土整備部
洪水防止対策の推進(河川堆積土砂の撤去)	河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長する恐れがあることから、洪水発生時における災害の未然防止を図るため、河川堆積土砂の撤去を進める。	河川堆積土砂の撤去	10万m ³ /年	9万m ³ /年	9万m ³ /年	県土整備部
基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化	老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組む。	耐震対策および長寿命化を実施した排水機場(累計)	7箇所	10箇所	13箇所	農林水産部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
自然災害への対策が講じられている人家数	240,000戸

(3) 海岸保全対策の推進

地震・津波・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設の整備を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）	津波・高潮による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、耐震化や嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。 また老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。	農地・漁港海岸保全施設等整備延長（累計）	3,857m	4,158m	4,966m	農林水産部
		整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長（累計）	142.9km	145.2km	148.0km	県土整備部

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
自然災害への対策が講じられている人家数	240,000戸

(4) 土砂災害対策の推進

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、局地的な大雨等の被害を未然に防止するため、県が選定する山地災害危険地区における治山対策や、「みえ森と緑の県民税」を活用して、災害に強い森林づくりを進めます。

また、下流に人家等があり、地震等により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池が多くあることから、農業用ため池の耐震対策を進めます。

【重点行動項目】

重点行動項目	重点行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害防止施設の整備の推進	豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設の整備を推進する。	整備着手箇所数 (累計)	900 箇所	920 箇所	932 箇所	県土整備部
治山対策の推進	県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新にともない、地域防災計画への掲載および県ホームページでの公表を行う。	整備着手箇所数 (累計)	2,135 箇所	2,179 箇所	2,235 箇所	農林水産部
災害に強い森林づくりの推進	「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂と流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、溪流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。	対策実施箇所(累計)	131 箇所	180 箇所	270 箇所	農林水産部(市町)
農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	下流に人家等があり、地震や集中豪雨により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策及び老朽化対策に取り組む。	耐震対策及び老朽化対策を実施した農業用ため池の数(累計)	43 箇所	44 箇所	51 箇所	農林水産部(市町)

【重点行動項目の実施にともなう成果】

成果の内容	現状値
自然災害への対策が講じられている人家数	240,000戸

第8章 行動計画

第8章では、計画期間内に具体的な対策を実行、展開していくための行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示しています。

ここに掲げた行動項目が、重点行動項目を含む、本計画におけるすべての取組となります。

【行動項目の記載例】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
○○○○○ ○○○○○ ○○ ※1	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○。 ※2	○○○○○○○ ○ ※3	※4	※5	※6	※7

- ※1 行動項目 具体的な取組（行動）の名称を記載。
第7章の「課題解決に向けた重点的取組」において、「重点行動項目」に位置づけた行動項目については、項目名の後に【重点】と記載。
- ※2 取組内容 当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。
- ※3 目標項目 取組内容の進捗を把握するための目標項目を記載。
- ※4 現状値 目標項目の現状（平成29年度末実績）を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※5 2019年度目標値 目標項目の2019年度末での状態、2年間の取組量や毎年の取組量、2年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※6 2022年度目標値 目標項目の2022年度末での状態、5年間の取組量や毎年の取組量、5年後の進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。
- ※7 担当当部 中心となって担当する平成30年4月現在の県の担当部を記載。
また、（ ）内には、「県民」や「市町」等、県以外で関係する取組主体を記載。
- なお、それぞれの行動項目については、現時点で確定しているものではなく、今後の予算調整等を経て、確定に向けた調整を進めていくものとします。

I 災害予防・減災対策

南海トラフ地震やそれによって引き起こされる津波、活断層を震源とする内陸直下型地震のほか、台風や大雨等による風水害など、私たちは、災害発生のリスクと隣り合わせで普段の生活を送っています。

こうした災害を抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぎ、少なくすることはできます。

災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進めます。

- 【施策項目】 1 自助・共助を育む対策
- 【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策
- 【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策
- 【施策項目】 4 緊急輸送の確保
- 【施策項目】 5 防災体制の整備・強化
- 【施策項目】 6 特定自然災害への備え

【施策項目】 1 自助・共助を育む対策

【施策小項目】 1-(1) 県民や地域の防災対策の促進

住宅耐震化や家具固定、個人備蓄など、県民の皆さんの「自助」の対策を促進するための取組を進めます。

また、防災講話や出前トークなど、県民を対象とした防災啓発を実施し、防災意識の向上を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
住宅耐震化の促進【重点】	<p>住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進する。</p> <p>耐震性のない木造住宅の除却や耐震改修を行うための設計・工事への支援を行う。</p>	住宅耐震化にかかる戸別訪問の実施件数(戸/年)	1万戸/年	1.4万戸/年	1.4万戸/年	県土整備部(県民・市町)
		住宅耐震化にかかる除却、耐震改修の県補助金交付件数(戸/年)	166戸/年	200戸/年	200戸/年	県土整備部(県民・市町)
家具固定、転倒防止対策の促進【重点】	<p>家具の転倒や散乱防止のための啓発を、住宅耐震化にかかる啓発と連携して実施することにより、県民の総合的な耐震対策の取組を促進する。</p>	住宅耐震化にかかる啓発と連携した家具固定・転倒防止の啓発実施件数(戸/年)	—	1.4万戸/年	1.4万戸/年	防災対策部(県民・市町)
防災啓発の推進【重点】	<p>県民による防災情報等の理解促進を図るため、様々な手段を組み合わせて効果的な防災啓発を行う。</p> <p>具体的には、みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや気象台との連携による防災講演会、県防災技術指導員等による防災講話や出前トーク等の開催、マスメディアを活用した防災情報の発信、地震の揺れを再現できる防災啓発車等を活用した体験型の防災啓発などにより、県民の防災意識の向上を図り、「防災の日常化」をめざす。</p>	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部(県民・市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		報道機関に資料提供した防災の取組がメディアで取り上げられた割合	65.2%	70%以上	70%以上	防災対策部
		防災啓発車による啓発回数	508回/年	510回/年	510回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発モデル素材の作成	県防災技術指導員や職員等が出前トークや防災研修等の機会の説明する際に、内容の一定以上のレベルを保つため、防災啓発のモデル素材を作成する。	南海トラフ地震対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		内陸直下型地震対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		風水害対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
		復旧・復興期まで視野を広げた啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
内陸直下型地震にかかる防災啓発の推進 【重点】	津波の危険性のない内陸部においても地震に対する啓発を進めるため、内陸部の住民等を対象に、防災シンポジウムや防災講話、出前トークを実施する。 また、地震の揺れを再現できる防災啓発車を活用し、内陸直下型地震にかかる体験型の防災啓発を実施する。	シンポジウム等の開催回数	—	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	41回/年	50回/年	50回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		防災啓発車による啓発回数	90回/年	90回/年	90回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「みえ防 災・減災アー カイブ」の活 用促進 【重点】	<p>県民の防災意識の向上に資するため、被災者による災害経験の証言集や、みえの防災大賞等地域防災活動の優良事例集、みえ防災・減災センターが実施した調査・研究結果等の防災啓発コンテンツを収集してアーカイブ化し、ホームページ上で公開する。</p> <p>また、アーカイブの活用促進を図るため、防災イベントや児童館等において、アーカイブの展示を行う。</p>	アーカイブ化したコンテンツの数（累計）	361件	380件	400件	防災対策部
		防災イベントや児童館等でアーカイブの展示を行った件数（件/年）	8件/年	8件/年	8件/年	防災対策部
三重県総合博物館、三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施	<p>児童生徒をはじめ県民の防災に関する学習活動を支援するため、三重県総合博物館、三重県立図書館、児童館等と連携した啓発を実施する。</p>	三重県総合博物館、三重県立図書館、児童館等と連携した啓発取組数	3件/年	4件/年	5件/年	防災対策部 環境生活部
みえの防災大賞の実施	<p>自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。</p>	みえの防災大賞の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（県民・事業者・市町）
津波避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】	<p>「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、津波避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。</p>	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、津波避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	19市町	防災対策部（県民・市町）

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「Myまっぷらん」の取組の促進【重点】	津波避難に関する三重県モデルである「Myまっぷらん」による住民一人ひとりの津波避難計画づくりの取組を促進し、地域における津波避難体制の整備を進める。	「Myまっぷらん」取組地域数(累計)	52 地域	70 地域	100 地域	防災対策部(県民・市町)
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、洪水避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3 市町	29 市町	防災対策部(県民・市町)
迅速な避難に資する情報提供の推進(河川浸水想定区域図の作成)【重点】	県が管理する水位周知河川について、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成県管理河川数(累計)	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(危機管理型水位計の設置)【重点】	洪水時における水位状況を監視するため、現在、水位計が設置されていない県管理河川のうち、過去に越水被害が発生する等、重要度が高い河川等を対象に危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数(累計)	—	110 箇所	181 箇所	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供)【重点】	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害にかか る地区防 災計画の 作成促進【重 点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかか る地区防 災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、土砂災害にかか る地区防 災計画策定に取り 組む市町数（累 計）	—	3市町	27市町	防災対 策部（県 民・市 町）
土砂災害対 策の推進（土 砂災害警戒 区域の指定） 【重点】	土砂災害により危害を受けるお それのある区域を周知し、迅速な 避難につながるよう、土砂災害警 戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区 域の指定率	63%	84%	100%	県土整 備部
市町が取り 組む内水ハ ザードマッ プの作成支 援	雨水が下水道や河川に排水でき ないことから発生する浸水および 避難に関する情報を住民に提供 し、平常時から住民の自助意識や 防災意識の向上を図るため、市町 が公表する内水ハザードマップの 作成について支援を行う。	ハザードマップ を公表した市町 数（累計）	2市町	3市町	5市町	県土整 備部

【施策小項目】1-(2) 防災人材の育成・活用

みえ防災・減災センターを活用して、防災に関する専門的な知識を持った人材や、地域で率先して行動することができる人材を育成・活用し、地域の防災力向上を図ります。

特に、避難所運営等において、男女共同参画や災害時の障がい者の特性などを理解した防災人材の育成や活用を進めます。

また、市町、地域、企業等の防災人材等の活動支援に取り組みます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
みえ防災・減災センターによる防災人材等リソースの活用【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」の取組などにより、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材の活用促進を図る。	防災人材を活用して地域の防災活動支援に取り組む市町数(累計)	15 市町	29 市町	29 市町	防災対策部(県民、市町)
防災人材の育成・活動支援【重点】	みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災人材バンク」登録者対象に、地域で実践活動を行うための研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動のマッチングを行うことで、人材の活用を図る。	フォローアップ研修の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部
		防災人材と地域活動の場のマッチング実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部(県民、市町)
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施【重点】	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、避難行動要支援者等の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、避難行動要支援者等を支援する際の対応力を高める。	みえ防災・減災センターで実施する自主防災リーダー研修における研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
女性防災人材の育成【重点】	主に女性が中心となって活躍している専門職の職員や地域で先導的立場にある女性を対象として、それぞれの職場や避難所運営の防災現場など、様々な場面において、女性の視点で主体的に活動し、リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、育成した人材のネットワークを構築し、相互の連携と継続的な活動を支援する。	女性防災人材の育成人数（累計）	348人	410人	500人	防災対策部（県民、事業者）
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。	女性の視点を盛り込んで方針や対策を検討すべき会議等のうち女性委員が参画している会議の割合	100%	100%	100%	防災対策部 環境生活部
女性消防団員の確保	防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、女性消防団員の確保を図る。	女性消防団員数（累計）	486人	490人	498人	防災対策部（市町）
市町、地域、企業等における防災人材の活動支援	地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（県民、事業者、市町）
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施	市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（市町）

【施策小項目】1-(3) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

自主防災組織リーダーの育成や活動の支援等を行うことにより、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
自主防災組織に対する活動支援の推進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、自主防災組織の活動支援を行う。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、自主防災組織の活動支援に取り組む市町数(累計)	—	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり【重点】	自主防災組織リーダー研修をリニューアルして、研修カリキュラムに地域での訓練の企画・運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むなど、より実践的な活動ができるリーダーを養成する。	研修実施地域数(累計)	3地域	6地域	15地域	防災対策部(県民、事業者、市町)
「自主防災組織リーダーハンドブック」の改訂	これからの三重県における自主防災組織のあるべき姿や地域における防災活動の進め方等を記載し、自主防災組織リーダー研修時のテキストや地域課題解決にかかるモデル事業の水平展開等に活用するため、現在の「自主防災組織リーダーハンドブック」の内容を改訂する。	自主防災組織リーダーハンドブックの改訂	未実施	改訂済	見直し	防災対策部(市町)
みえの防災大賞の実施(再掲)	自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰し、周知を図ることにより、活動の活性化を促進する。	みえの防災大賞の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民・事業者・市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
自主防災組織の活動状況の把握	自主防災組織実態調査を実施し、自主防災組織の活動状況を把握することにより、共助の取組検証資料として活用する。	自主防災組織実態調査の実施	未実施	毎年実施	毎年実施	防災対策部(市町)
消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の促進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、消防団と自主防災組織の連携の取組を促進する。	「地域防災課題解決プロジェクト」で作成した手引書により作成する手引書に基づき、消防団と自主防災組織の連携に取り組む市町数(累計)	—	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化(機能別消防団員の確保)【重点】	地域防災体制の中核的存在である消防団では、団員数の減少という課題に直面していることから、大規模災害団員等の機能別団員の導入を市町に働きかけ、消防団員の確保を図る。	機能別消防団員を導入した市町数(累計)	3市町	5市町	8市町	防災対策部(県民、市町)
女性消防団員の確保(再掲)	防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、女性消防団員の確保を図る。	女性消防団員数(累計)	486人	490人	498人	防災対策部(市町)
消防団員の教育訓練の充実	避難行動要支援者等への支援など災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。	教育訓練に参加する団員が所属する市町数(累計)	29市町	29市町	29市町	防災対策部(市町)
消防団の活動支援	団員数の減少、被雇用者団員の増加等の問題に対応し、消防団の充実強化(活性化)を促進する。	消防団の活性化に取り組む市町数(累計)	29市町	29市町	29市町	防災対策部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進	企業に勤める従業員の能力や行動力を、地域の防災力向上に生かしていくため、従業員の消防団、自主防災組織等への参加について、理解が進むよう企業に対する啓発を実施する。	消防団協力事業所数(累計)	227事業所	231事業所	238事業所	防災対策部(事業者)
県防災技術指導員の地域防災活動支援スキルの向上	みえ防災・減災センター教員が指導を行う地域の防災活動の現場において、県防災技術指導員がセンター教員の補助を行うことにより、地域防災活動支援スキルの向上を図る。	自主防災組織の活動現場に、県防災啓発指導員が同行した回数(指導員一人あたり)	1回/年	2回/年	3回/年	防災対策部

【施策小項目】1-(4) ボランティア活動の促進(予防対策)

災害ボランティアの受入体制の整備や、災害ボランティアとして活躍できる団体や人材の発掘・育成を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時外国人住民支援ボランティア人材の育成	基本的な災害知識、災害時の外国人支援に関する知識および多言語支援の役割・機能を学ぶ研修を実施し、各市町の避難所やみえ災害時多言語支援センターなどで活動できる人材を育成する。	「災害時外国人住民支援ボランティア養成研修」修了者	40人/年	40人/年	40人/年	環境生活部

【施策小項目】1-(5) 企業事業所の防災対策の促進

企業における防災担当者の育成やBCP作成の支援、防災対策融資制度の説明等を通じて、県内企業の防災対策を促進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
企業防災担 当者の人材 育成	企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。	研修の開催回数	5回/年	5回/年	5回/年	防災対 策部(事 業者)
事業所等 における業務 継続計画(B CP)策定の 促進	業務継続計画(BCP)の策定など、事業者等における自主的な防災対策を促進するため、講習会の開催や広報活動による周知を実施する。	事業所等へのBCPに関する説明会等回数	54件 /年	60件 /年	60件 /年	防災対 策部(事 業者)
企業向け防 災対策融資 制度の周知	企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。	情報提供の回数	1回 以上/年	1回 以上/年	1回 以上/年	雇用経 済部(事 業者)

【施策小項目】1-(6) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

家庭や地域と連携した防災教育・防災対策を推進し、「自助」、「共助」の取組の促進を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災ノート 等の活用に よる防災教 育の推進 【重点】	公立小・中・義務教育学校および県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。	防災ノート等を活用した防災教育を実施している公立学校の割合	100%	100%	100%	教育委 員会 環境生 活部(県 民、事業 者、市 町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
学校防災リーダーの養成【重点】	公立小・中・義務教育学校および県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を各校1名以上配置し、中核となり、防災教育に取り組む。	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	100%	教育委員会(市町)
防災に関する学校と家庭・地域との連携の促進【重点】	公立小・中・義務教育学校および県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5%	100%	100%	教育委員会(県民、市町)
教職員研修の充実【重点】	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修に防災教育の内容を盛り込む。	初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修で防災教育研修を実施した割合	100%	100%	100%	教育委員会

【施策項目】 2 安全な避難空間の確保のための対策

【施策小項目】 2-(1) 避難対策等の推進（予防対策）

地域の避難体制や住民主体による避難所運営体制、観光客の防災対策など、避難対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
津波避難にかか る地区防 災計画の 作成促進【重 点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、津波避難にかか る地区防 災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題 解決プロジェ クト」により作成す る「手引書」に基 づき、津波避難に かかる地区防 災計画策定に取り 組む市町数(累 計)	—	3市町	19市町	防災対 策部(県 民、市 町)
「Myまっ ぷらん」の取 組の促進【重 点】(再掲)	津波避難に関する三重県モデル である「Myまっぷらん」による 住民一人ひとりの津波避難計画づ くりの取組を促進し、地域におけ る津波避難体制の整備を進める。	「Myまっぷらん」取組地域数 (累計)	52地域	70地域	100 地域	防災対 策部(県 民、市 町)
「DONETを 活用した津波 予測・伝達シ ステム」の整 備	伊勢志摩サミットを契機に伊勢 志摩地域に導入した「DONETを 活用した津波予測・伝達システム」 について、県南部地域への導入を 進めるとともに、伊勢湾沿岸市町 への導入についての検討を行う。	県南部地域への システムの導入	導入未	導入済	—	防災対 策部(市 町)
		伊勢湾沿岸市町 におけるシステ ム導入方針の決 定	未検討	方針決 定	—	防災対 策部(市 町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標達成状況			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかか る地区防災計画 の作成促進【重 点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかか る地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題 解決プロジェクト」により作成す る「手引書」に基づき、洪水避難にか かる地区防災 計画策定に取り 組む市町数(累 計)	—	3市町	29市町	防災対 策部(県 民、市 町)
迅速な避難 に資する情 報提供の推 進(河川浸水 想定区域図 の作成)【重 点】(再掲)	県が管理する水位周知河川につ いて、市町が作成する洪水ハザ ードマップの基礎資料となる浸水想 定区域図の作成を進め、地域住民 の迅速な避難行動に資する情報提 供を推進する。	浸水想定区域図 作成県管理河川 数(累計)	14河川	20河川	32河川	県土整 備部
迅速な避難 に資する情 報提供の推 進(危機管理 型水位計の 設置)【重点 】(再掲)	洪水時における水位状況を監視 するため、現在、水位計が設置さ れていない県管理河川のうち、過 去に越水被害が発生する等、重要 度が高い河川等を対象に危機管理 型水位計を設置し、地域住民の迅 速な避難行動に資する情報提供を 推進する。	危機管理型水位 計設置数(累計)	—	110 箇所	181 箇所	県土整 備部
迅速な避難 に資する情 報提供の推 進(高潮浸水 想定区域図 の作成、潮位 情報の提供) 【重点】(再 掲)	伊勢湾沿岸の市町が作成する高 潮ハザードマップの基礎資料とな る高潮浸水想定区域図の作成を進 めるとともに、水位周知海岸にお いて、高潮特別警戒水位を設定し、 この水位に達した時は関係市町長 にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区 域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾 沿岸部 の区域 図の完 成	県土整 備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標達成状況			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害にかか る地区 防災計画の 作成促進【重 点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかか る地区 防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題 解決プロジェクト」により作成す る「手引書」に基 づき、土砂災害にかか る地区 防災 計画策定に取り 組む市町数(累 計)	—	3市町	27市町	防災対 策部(県 民、市 町)
土砂災害対 策の推進(土 砂災害警戒 区域の指定) 【重点】(再 掲)	土砂災害により危害を受けるお それのある区域を周知し、迅速な 避難につながるよう、土砂災害警 戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区 域の指定率	63%	84%	100%	県土整 備部
土砂災害対 策の推進(土 砂災害警戒 避難体制づ くりへの支 援強化)	市町等が住民の的確な避難行動 を誘導できるよう、土砂災害警戒 避難体制づくりへの支援を強化す る。	土砂災害担当者 会議などの実施	4回/年	4回/年	4回/年	県土整 備部
市町が取り 組む内水ハ ザードマッ プの作成支 援(再掲)	雨水が下水道や河川に排水でき ないことから発生する浸水および 避難に関する情報を住民に提供 し、平常時から住民の自助意識や 防災意識の向上を図るため、市町 が公表する内水ハザードマップの 作成について支援を行う。	ハザードマップ を公表した市町 数(累計)	2市町	3市町	5市町	県土整 備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、車中泊等避難所外避難者対策や、要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた避難所ごとの運営マニュアル策定の促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難所ごとの運営マニュアル策定に取り組む市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
避難行動要支援者の個別支援計画作成の促進【重点】	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、避難行動要支援者の個別支援計画の作成を促進する。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、避難行動要支援者の個別支援計画作成に取り組む市町数（累計）	—	3市町	29市町	防災対策部（県民、市町）
要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成の促進【重点】	要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成を促進するため、市町を対象とした説明会を開催するなど、計画作成を支援する。	要配慮者利用施設における「避難確保計画」作成促進の働きかけを実施した回数	2回/年	2回/年	2回/年	子ども・福祉部 県土整備部（事業者、市町）
災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施【重点】（再掲）	自主防災組織や消防団、地域住民等を対象として、避難行動要支援者等の当事者自らが講師となった研修を実施するなど、障がい者の障がい特性についての理解を深めることにより、避難行動要支援者等を支援する際の対応力を高める。	みえ防災・減災センターで実施する自主防災リーダー研修における研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部（県民）

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時福祉支援リーダーの養成【重点】	災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。	災害時福祉支援リーダー養成講座受講者数(累計)	140人	280人	490人	子ども福祉部(事業者、市町)
福祉避難所運営マニュアルの作成促進【重点】	福祉避難所の運営体制を確立するため、各福祉避難所ごとの運営マニュアル作成を支援する。	福祉避難所運営マニュアルの作成を支援した施設の割合	45.0%	59.0%	80.0%	子ども福祉部(事業者、市町)
福祉避難所の確保・周知【重点】	福祉避難所の必要数を確保しようとする市町に対する支援を行うとともに、指定された福祉避難所の周知を促進する。	福祉避難所の公表を行った市町数(累計)	20市町	24市町	29市町	子ども福祉部(事業者、市町)
介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進	災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を促進する。	働きかけを行った施設の割合	100%	100%	100%	医療保健部(事業者)
避難所におけるトイレの確保およびトイレ運用方法の確立	みえ防災・減災センターの調査・研究事業を活用し、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮等の視点を盛り込んだ避難所におけるトイレの確保や利用にかかるルール等について、課題と対策を検討し、三重県避難所運営マニュアル策定指針に反映する。	避難所のトイレ対策の三重県避難所運営マニュアル策定指針への反映および県内市町への水平展開	未実施	策定指針への反映完了	県内市町への水平展開	防災対策部
観光関係者に向けた観光防災の取組事例の共有【重点】	県内全域での観光防災の主体的な取組を促すため、これまでの先進的な取組や新たに取り組んだ優良事例を、県内の観光関係者へ情報共有する場を設け、観光防災の取組を県内全域へ展開する。	観光防災セミナーの開催数	—	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(事業者、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
観光地の防災対策にかかる人材育成および課題検討の場づくり 【重点】	県内観光地の防災・減災対策を一層促進するため、観光事業者・観光関係団体の職員等を対象として、防災面からの知識の習得や各観光地ごとで課題の掘り起しを行い、地域の課題解決に必要な人材の育成や課題検討の場を設置する。	観光地の防災対策にかかる課題検討回数	—	2回/年	2回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)
避難所、避難場所等の適正な指定の促進	市町における避難所、避難場所の適正な指定に向けて研修会等を開催する。	研修会等の開催数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
発災時における集落の孤立可能性の把握	災害時における集落の孤立可能性や非常用通信手段や非常用電源の確保状況等について調査を行う。	孤立可能性集落の把握	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
緊急輸送道路となっている街路における無電柱化の推進	大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や復旧活動に障害が及ぶことが想定される。このため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。	緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数(累計)	12箇所	15箇所	16箇所	県土整備部
防災面で悪影響を及ぼす空き家対策の推進	空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町が策定する「空家等対策計画」の策定支援を行う。	空家等対策計画策定市町数(累計)	15市町	18市町	23市町	防災対策部 県土整備部(市町)

【施策項目】 3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

【施策小項目】 3-(1) 建築物等の防災対策の推進

学校施設の非構造部材の耐震化や、多数の県民が利用する建築物等の耐震化等を進めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県立学校の 屋内運動場 等の天井等 落下防止対 策の推進 【重点】	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成26年度に実施した専門家による点検結果をふまえ、耐震対策に取り組む。	県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	65棟	0棟	—	教育委員会
公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の促進【重点】	市町に対して、屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期の実施や、その他の非構造部材の耐震点検、耐震対策の実施を働きかける。	公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	13棟	3棟	—	教育委員会(市町)
私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の促進	学校法人に対して、屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期の実施や、その他の非構造部材の耐震点検、耐震対策の実施を働きかける。	私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	3棟	2棟	1棟	環境生活部(事業者)
放課後児童クラブにおける耐震対策の促進	放課後児童クラブ内の本棚やロッカー等の固定など、耐震化対策を働きかける。	県・市町担当者会議開催数	1回/年	1回/年	1回/年	子ども福祉部(事業者、市町)
児童福祉施設の耐震化の促進	地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。	耐震化率	96.5%	97.0%	97.5%	子ども福祉部(事業者、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化の促進	民間の多数のものが利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である、防災対策、救助活動の拠点となる建築物や、主として避難所として使用される建築物の耐震化を促進する。	多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化	92.0%	93.5%	95.0%	県土整備部(県民、事業者)
建築物の非構造部材等の安全対策の促進	地震時に脱落のおそれがある民間建築物の非構造部材(屋外広告板、大規模空間の天井等)の安全対策や地震時のエレベーター乗者の安全確保(地震時管制運転装置の設置)を促進する。	啓発実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	県土整備部(県民、事業者)
県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施	県の各職場において、職場巡視を活用し、書庫や事務機器等の固定等ができていない未改善箇所について対策を進める。	耐震対策実施率	80.0%	85.0%	90.0%	総務部

【施策小項目】3-(2) 公共施設の耐震対策の推進

海岸施設や港湾施設、下水道施設等の耐震対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海岸保全対策の推進(海岸堤防等の整備)【重点】	津波・高潮による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、耐震化や嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。 また老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,857m	4,158m	4,966m	農林水産部
		整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	142.9km	145.2km	148.0km	県土整備部
港湾施設の防災・減災対策の推進	東日本大震災や熊本地震において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、応急復旧ののち早い段階で緊急支援物資や通常貨物輸送に資することができたことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。	対策に着手する箇所数(累計)	6箇所	7箇所	8箇所	県土整備部
防潮扉等の常時閉鎖の促進	津波による被害を軽減するため、防潮扉等の常時閉鎖に向けて関係市町に働きかけを行う。	働きかけを行った箇所数(累計)	877箇所	1,122箇所	1,122箇所	県土整備部(市町)
下水道施設の耐震化	ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	浄化センター管理棟(躯体)の耐震化(累計)	—	—	4棟	県土整備部

【施策小項目】3-(3) 水害・高潮防止対策の推進

ハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水害・高潮防止対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水防止対策の推進(河川・ダム ^{の整備})【重点】	洪水・高潮時の治水安全度の向上を図るため、県が管理する河川やダムの整備を着実に進める。	河川整備延長(累計)	467km	470km	471km	県土整備部
洪水防止対策の推進(河川堆積土砂の撤去)【重点】	河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長する恐れがあることから、洪水発生時における災害の未然防止を図るため、河川堆積土砂の撤去を進める。	河川堆積土砂の撤去	10万m ³ /年	9万m ³ /年	9万m ³ /年	県土整備部
海岸保全対策の推進(海岸堤防等の整備)【重点】(再掲)	津波・高潮による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、耐震化や嵩上げ等の改良、人工リーフの設置等の対策を図る。 また老朽化により機能が低下した施設について、防護機能の回復を図る。	農地・漁港海岸保全施設等整備延長(累計)	3,857m	4,158m	4,966m	農林水産部
		整備が完了した県土整備部所管海岸堤防等の延長(累計)	142.9km	145.2km	148.0km	県土整備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
迅速な避難に資する情報提供の推進(河川浸水想定区域図の作成)【重点】(再掲)	県が管理する水位周知河川について、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成県管理河川数(累計)	14 河川	20 河川	32 河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(危機管理型水位計の設置)【重点】(再掲)	洪水時における水位状況を監視するため、現在、水位計が設置されていない県管理河川のうち、過去に越水被害が発生する等、重要度が高い河川等を対象に危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数(累計)	—	110 箇所	181 箇所	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(高潮浸水想定区域図の作成、潮位情報の提供)【重点】(再掲)	伊勢湾沿岸の市町が作成する高潮ハザードマップの基礎資料となる高潮浸水想定区域図の作成を進めるとともに、水位周知海岸において、高潮特別警戒水位を設定し、この水位に達した時は関係市町長にこの旨を通知する。	高潮浸水想定区域図の作成	未実施	作成中	伊勢湾沿岸部の区域図の完成	県土整備部
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、洪水避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3 市町	29 市町	防災対策部(県民、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水防止対策の推進 (河川・ダム 施設の点検)	河川・ダム施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
河川管理施設の正常な機能確保	県が管理する河川管理施設のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための対策を行う。	対策を実施した施設数(累計)	7施設	8施設	9施設	県土整備部
高潮浸水防止対策の推進(海岸・港湾施設の点検)	海岸・港湾施設を常時良好な状態に保つために、施設の状態を把握することで、施設の異常に対して対策措置を講じる。	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援(再掲)	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水および避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	公表した市町数(累計)	2市町	3市町	5市町	県土整備部(市町)

【施策小項目】3-(4) 地盤災害防止対策の推進

土砂災害防止施設等の整備や、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害対策を進めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害防止施設の整備の推進【重点】	豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設の整備を推進する。	整備着手箇所数 (累計)	900 箇所	920 箇所	932 箇所	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進【重点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、土砂災害にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3市町	27市町	防災対策部(県民、市町)
土砂災害対策の推進(土砂災害警戒区域の指定)【重点】(再掲)	土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、迅速な避難につながるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63%	84%	100%	県土整備部
土砂災害対策の推進(砂防施設の点検)	砂防施設を良好な状態に保つため、点検の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて適切な修繕等を行う。	点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
宅地災害予 防対策の促 進	<p>梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発工事箇所のパトロールを実施し、がけ崩れや土砂の流出等宅地災害の発生を未然に防止する。</p> <p>また、地震時に宅地被害が大きいとされる大規模盛土造成地の存在把握を進め安全確保を啓発する。</p>	防災パトロールの実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
農業用ため池の決壊を防止する耐震対策【重点】	<p>下流に人家等があり、地震や集中豪雨により決壊した場合に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、耐震対策及び老朽化対策に取り組む。</p>	耐震対策及び老朽化対策を実施した農業用ため池の数(累計)	43箇所	44箇所	51箇所	農林水産部(市町)

【施策小項目】3-(5) 農地・森林・漁村の防災対策の推進

漁港や農業施設、治山対策、災害に強い森林づくりなどを進め、農地や森林、漁村における防災対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化【重点】	老朽化が著しく、災害発生時に農地や一般公共施設に被害を及ぼすおそれのある排水機場について、耐震対策および長寿命化に取り組む。	耐震対策および長寿命化を実施した排水機場(累計)	7箇所	10箇所	13箇所	農林水産部
農業集落排水施設の耐震検討および耐震化	県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路および緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討および耐震化を行う。	耐震検討および耐震化施設数(累計)	62施設	62施設	63施設	農林水産部(市町)
治山対策の推進【重点】	県が選定する山地災害危険地区において、局地的豪雨の被害を未然に防止するため、荒廃山地等の整備を行う。また、災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新にともない、地域防災計画への掲載および県ホームページでの公表を行う。	整備着手箇所数(累計)	2,135箇所	2,179箇所	2,235箇所	農林水産部
山地災害危険地区の情報提供	災害発生時における地域住民の減災対策として、山地災害危険地区の更新にともない、地域防災計画への掲載およびホームページでの公表を行う。	危険地区の情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	農林水産部

行動項目	行動項目を取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害に強い 森林づくり の推進 【重点】	「みえ森と緑の県民税」を活用し、土砂と流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行うとともに、溪流に異常堆積し、流下するおそれのある土砂や流木等の除去を進め、洪水や山崩れに強い森林をつくる。	対策実施箇所(累計)	131 箇所	180 箇所	270 箇所	農林水 産部(市 町)
漁港施設の 防災・減災対 策の推進	流通・生産拠点漁港において、地震・津波等による被害を最小限に抑え漁業活動の早期再開を図るため、岸壁の耐震化整備および防波堤の改修等を行うなど、漁港施設の機能を強化する。	岸壁の耐震化に着手した漁港(累計)	4 漁港	4 漁港	5 漁港	農林水 産部
		粘り強い構造を有する施設に着手した漁港(累計)	3 漁港	3 漁港	3 漁港	農林水 産部
		多重防護による防災・減災対策に着手した漁港(累計)	—	—	1 漁港	農林水 産部
漁港施設の 風水害対策 の推進	発達した低気圧や大型台風等の高潮や高波等による被害の軽減を図るため、漁港施設について、防護機能の保全対策を推進する。	整備着手箇所数(累計)	19 漁港	26 漁港	38 漁港	農林水 産部
漁船の減災 対策の促進	津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。	漁船の係留に係る減災対策の啓発	2 回/年	2 回/年	2 回/年	農林水 産部(事 業者、市 町)
養殖施設の 減災対策の 促進	養殖施設の改良の取組を啓発する。	養殖施設に係る減災対策の啓発	1 回/年	1 回/年	1 回/年	農林水 産部(事 業者、市 町)

【施策小項目】3-(6) 危険物施設等の防災対策の推進

高圧ガス製造施設や、危険物等施設における防災対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底	高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、地震・津波対策の徹底を図る。	保安検査、立入検査等の実施回数	400回以上/年	400回以上/年	400回以上/年	防災対策部(事業者)
危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施	危険物等施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。	講習会開催回数	20回/年	17回/年	17回/年	防災対策部(事業者)

【施策項目】 4 緊急輸送の確保

【施策小項目】 4-(1) 輸送体制の整備

緊急輸送路や港湾施設、鉄道施設の防災対策を進め、災害時の輸送体制の整備を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
高規格幹線道路の整備促進【重点】	ミッシングリンクとなっている高規格幹線道路について、関係機関等と早期整備に向けて協力して取り組む。	高規格幹線道路の整備率（供用率）	77.1%	86.1%	87.8%	県土整備部（事業者）
緊急輸送道路の機能確保【重点】	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図る。	緊急輸送道路上の橋梁の点検実施率	—	37.5%	100%	県土整備部
緊急輸送道路の整備	災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進する。	緊急輸送道路の新規供用延長（km）（累計）	—	7.7km	12.5km	県土整備部
道路防災対策の推進	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所（ランク1）」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
道路冠水対策の推進	アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する。	排水ポンプ点検の実施	2回/年	2回/年	2回/年	県土整備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進	県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。	第一次緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震診断	38.0%	72.0%	100%	県土整備部(県民、事業者)
港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)	東日本大震災や熊本地震において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、応急復旧ののち早い段階で緊急支援物資や通常貨物輸送に資することができたことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。	対策に着手する箇所数(累計)	6箇所	7箇所	8箇所	県土整備部
鉄道施設の耐震対策の促進	発災時において緊急応急活動機能確保やより多くの鉄道利用者の安全確保の観点から、緊急輸送道や河川に架かる鉄橋の落下防止対策を促進する。	2022年度末までの5年間で鉄道事業者が実施する鉄橋落下防止対策に対し補助を行う箇所数	—	—	1箇所	地域連携部(事業者)

【施策項目】 5 防災体制の整備・強化

【施策小項目】 5-(1) 災害対策機能の整備及び確保

防災担当職員や消防職員等の人材育成や、災害対策活動体制を整備し、県や市町の災害対策機能の確保を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
市町におけるBCP策定の促進	市町は、災害対応の主体として重要な役割を担うことから、庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるようBCP(業務継続計画)の策定を促進する。	BCP(業務継続計画)を策定している市町数(累計)	21市町	25市町	29市町	防災対策部(市町)
市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施(再掲)	市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身につけることができるよう、実践的な研修を実施することにより、地域の防災・減災力の底上げを図る。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
職員の防災対策の推進	災害時、県職員は災害対策本部の要員としての役割を果たす必要があり、職員やその家族が被災することのないよう、自宅の耐震化や家具類の固定化等の取組を率先して進める。	県職員を対象とした防災対策現況調査の実施	実施	毎年実施	毎年実施	防災対策部
		取組促進を目的とした働きかけ	実施	毎年実施	毎年実施	防災対策部
職員の防災研修の実施	災害発生時に自らの命を守った上で、県民の生命・財産を守る活動が行えるよう、県職員に求められる「知識」「技能」「態度」を身につけることを目的とし、体系化された職員防災研修を実施する。	体系化された職員防災研修の実施	体系化の未実施	職員防災研修の体系化完了	理解度チェックで正答率80%以上	防災対策部
市町、地域、企業等における防災人材の活動支援(再掲)	地域の防災・減災取組に関するニーズと防災人材を結びつける場を設けるとともに、OJTにより育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域での活躍に結びつける。	研修実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	現状値	2019年度	2022年度	担当 当部 (他の取 組主体)
				目標値	目標値	
災害対策本部代替活動スペースの確保の検討	大規模災害発生時を想定し、災害対策本部活動スペースが使用出来なかった場合の代替活動スペースの確保について検討を行う。	代替活動スペースの確保	総括部隊の配置調整完了	全部隊の配置調整完了	—	防災対策部
地方災害対策部代替施設における必要資機材の検討	地方災害対策部は業務継続が必須であることから、代替施設において活動が可能となるよう、必要となる資機材について検討を行う。	必要資機材検討終了	代替施設選定終了	検討終了	対応終了	防災対策部
消防職員にかかる教育訓練の充実	大規模化、複雑多様化する災害に対し、専門的な知識・技術を有する人材の養成等、消防力の強化に向けた取組を進める。	教育訓練に参加する消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	防災対策部(市町)
常備消防における消防力の充実強化	消防設備や施設の整備、救急搬送体制の整備など、常備消防の充実強化を促進する。	働きかけを行った消防本部数	15 消防本部/年	15 消防本部/年	15 消防本部/年	防災対策部(市町)

【施策小項目】5-(2) 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

防災行政無線やICTを活用した情報収集・伝達のためのシステム等を整備・運用し、災害対策活動への活用を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進(操作習熟度の向上) 【重点】	災害対策本部設置時に運用する防災情報プラットフォームによる情報の収集・共有・分析・発信が有効かつ確実に出来るよう、市町担当者や地方部職員のシステムへの理解と操作習熟度を高めるための研修会等を実施する。	操作説明会、研修会等の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部(市町)
ICTを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供【重点】	「防災みえ.jp」による様々な情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	—	防災対策部(県民)
「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の整備【重点】	伊勢志摩サミットを契機に伊勢志摩地域に導入した「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域への導入を進めるとともに、伊勢湾沿岸市町への導入についての検討を行う。	県南部地域へのシステムの導入	導入未	導入完了	—	防災対策部(市町)
		伊勢湾沿岸市町におけるシステム導入方針の決定	未検討	方針決定	—	防災対策部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
みえ防災・減災センターを活用した災害現場でのICT活用事例の検討【重点】	国の動向等もふまえ、災害現場で活用可能なICT技術について、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用を検討する。	地域防災研究会等においてICT活用の意見交換等を行った回数	未実施	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
防災行政無線設備を操作する無線従事者の養成	防災行政無線設備の操作または管理を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。	講習会の開催回数	3回/年	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
市町の防災行政無線(屋外スピーカ一等)の総点検の結果をふまえた改善	市町の防災行政無線(屋外スピーカ一等)の総点検の結果をふまえた改善についての助言を行う。	相談に対する助言等の対応率	100%	100%	100%	防災対策部(市町)

【施策小項目】5-(3) 医療・救護体制及び機能の確保(予防対策)

災害時医療のコーディネート機能や避難所での衛星管理体制を確保し、医療・救護体制の確立を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害拠点病院等の業務継続体制の強化促進【重点】	災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関等におけるBCP(業務継続計画)の作成を促進する。	BCPを作成した災害拠点病院等の施設数(累計)	7施設	20施設	20施設	医療保健部(事業者)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
病院の耐震化の推進	国の補助金を活用し、病院の耐震化を促進する。(病院の耐震化率)	耐震化の促進	70.4%	73.0%	75.0%	医療保健部(事業者)
有床医療機関のEMISの参加促進	参加機関を対象にEMIS訓練を実施し、技能維持を図るため、地域機関よりEMIS未加入の有床医療機関に参加を働きかける。	有床医療機関のEMISの参加率	53.7%	60.0%	80.0%	医療保健部(事業者)

【施策小項目】5-(4) 応援・受援体制の整備(予防対策)

市町の応援・受援体制の整備を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
支援物資にかかる市町受援体制の整備促進 【重点】	各市町に対し、支援物資の受入れおよび避難所への供給体制の整備を働きかけ、29市町での整備完了をめざす。	災害時の物資調達に係る市町受援計画を作成した市町数(累計)	—	10市町	29市町	防災対策部(市町)
		支援物資に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	未実施	作成完了	—	防災対策部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
自治体応援職員にかかる市町受援体制の整備促進【重点】	各市町に対し、自治体応援職員の受入体制の整備を働きかけ、29市町での整備完了をめざす。	災害時の自治体応援職員受入れに係る市町受援計画を作成した市町数（累計）	—	10市町	29市町	防災対策部（市町）
		自治体応援職員に関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	未実施	作成完了	—	防災対策部（市町）
ボランティアにかかる市町受援体制の整備促進【重点】	各市町に対し、ボランティアの受入体制の整備を働きかけ、29市町での整備完了をめざす。	ボランティアの受入れに市町受援計画を作成した市町数（累計）	—	6市町	29市町	防災対策部 環境生活部（市町）
		ボランティアに関する市町の災害時受援体制整備手引書の作成	未実施	作成完了	—	防災対策部 環境生活部（市町）

【施策小項目】5-(5) 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防対策）

市町における物資受け入れ態勢の整備を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
支援物資にか かる市町受 援体制の 整備促進【重 点】(再掲)	各市町に対し、支援物資の受入 れおよび避難所への供給体制の整 備を働きかけ、29市町での整備完 了をめざす。	災害時の物資調 達に係る市町受 援計画を作成し た市町数(累計)	—	10市町	29市町	防災対 策部(市 町)
		支援物資に関す る市町の災害時 受援体制整備手 引書の作成	未実施	作成完 了	—	防災対 策部(市 町)

【施策小項目】5-(6) ライフラインにかかる防災対策の推進

下水道施設や水道用水施設、工業用水施設の耐震化を図り、ライフラインに
かかる防災対策を推進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
水道管路の 耐震化推進	水道用水供給事業の管路は、水 運用上重要度が高く代替機能のな い基幹管路であることから、特に 液状化が想定される地域に埋設さ れているなど被害率の高い管路を 優先して耐震化を進める。	管路の耐震適合 率	62.8%	63.9%	66.5%	企業庁

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
工業用水道 管路の耐震 化推進	工業用水道事業の管路は、被災した場合、ライフライン関連ユーザーへの影響が大きいことから、法定耐用年数を経過した管路の老朽化対策にあわせ耐震化を進める。	管路の耐震適合率	60.7%	61.5%	64.3%	企業庁
下水道施設 の耐震化(再 掲)	ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	浄化センター管 理棟(躯体)の耐 震化(累計)	—	—	4棟	県土整 備部

【施策小項目】5-(7) 防災訓練の実施

防災訓練の実施により、県や市町、防災関係機関等の連携を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防 災関係機関 が連携した 実働訓練お よび県災害 対策本部等 が主催する 図上訓練 【重点】	<p>住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。</p> <p>また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。</p>	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回 /年	13回 /年	13回 /年	防災対 策部(事 業者、市 町、防災 関係機 関)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進(災害対策活動の効率化)【重点】	防災情報プラットフォームを活用し、迅速かつ的確に災害対策活動を実施できるよう、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施し検証を行う。	防災情報プラットフォームを活用した訓練の実施	未実施	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
職員の情報伝達訓練の実施	県職員の防災・危機管理意識の向上および災害時等に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。	訓練実施回数	3回/年	3回/年	3回/年	防災対策部
災害時の出納業務の対応能力の向上	出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。	訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	出納局
市町における図上訓練の実施支援	市町が実施する図上訓練に対して、防災技術専門員・指導員を派遣するなど、市町の災害対応力を高めるための支援を実施する。	取組支援市町数(累計)	20市町/年	25市町/年	29市町/年	防災対策部(市町)

【施策項目】 6 特定自然災害への備え

【施策小項目】 6-(1) 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防対策）

防災啓発や地域の避難体制確保等により、県民の局地的大雨や竜巻、雪害への対策を促進します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発の 推進【重点】 (一部再掲)	<p>みえ防災・減災センターによる防災シンポジウムや、気象台と共催による防災講演会等を開催し、県民に対して防災啓発を実施する。</p> <p>防災講話や出前トークの実施により住民への周知啓発を行う。</p> <p>防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化」を意識した防災啓発について、マスメディアを活用して発信する。</p>	シンポジウム等の開催回数	4回/年	5回/年	5回/年	防災対策部(県民、市町)
		防災講話、出前トークの実施回数	150回/年	160回/年	170回/年	防災対策部(県民、事業者、市町)
		報道機関に資料提供した防災の取組がメディアで取り上げられた割合	65.2%	70%	70%	防災対策部
防災啓発モデル素材の作成(一部再掲)	<p>県防災技術指導員や職員等が出前トークや防災研修等の機会の説明の際に、内容の一定以上のレベルを保つため、防災啓発のモデル素材を作成する。</p>	風水害対策の啓発モデルの作成	未作成	作成済	見直し	防災対策部
ICTを活用した多様な手段による分かりやすい県民等への情報提供【重点】(再掲)	<p>「防災みえ.jp」による様々な情報提供がより多くの県民等に利用されるようPRに努めるとともに、ホームページのスマートフォン対応や国管理河川の水位情報の表示など、分かりやすい情報提供のための機能改修を行う。</p>	「防災みえ.jp」による情報提供手段の機能改修の実施	未実施	実施済	—	防災対策部(県民)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進【重点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、洪水避難にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、洪水避難にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3市町	29市町	防災対策部(県民、市町)
迅速な避難に資する情報提供の推進(河川浸水想定区域図の作成)【重点】(再掲)	県が管理する水位周知河川について、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進め、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	浸水想定区域図作成県管理河川数(累計)	14河川	20河川	32河川	県土整備部
迅速な避難に資する情報提供の推進(危機管理型水位計の設置)【重点】(再掲)	洪水時における水位状況を監視するため、現在、水位計が設置されていない県管理河川のうち、過去に越水被害が発生する等、重要度が高い河川等を対象に危機管理型水位計を設置し、地域住民の迅速な避難行動に資する情報提供を推進する。	危機管理型水位計設置数(累計)	—	110箇所	181箇所	県土整備部
土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進【重点】(再掲)	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「共助」の取組の活性化のための「手引書」を活用して、土砂災害にかかる地区防災計画の作成促進を図る。	「地域防災課題解決プロジェクト」により作成する「手引書」に基づき、土砂災害にかかる地区防災計画策定に取り組む市町数(累計)	—	3市町	27市町	防災対策部(県民、市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
土砂災害対策の推進(土砂災害警戒区域の指定) 【重点】(再掲)	土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、迅速な避難につながるよう、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。	土砂災害警戒区域の指定率	63%	84%	100%	県土整備部
市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援(再掲)	雨水が下水道や河川に排水できないことから発生する浸水および避難に関する情報を住民に提供し、平常時から住民の自助意識や防災意識の醸成を図るため、市町が公表する内水ハザードマップの作成について支援を行う。	公表した市町数 (累計)	2市町	3市町	5市町	県土整備部(市町)
道路防災対策の推進(再掲)	豪雨等による災害を未然に防止するため、平成8年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所(ランク1)」について年1回の点検を実施するとともに、変状等が確認された箇所について対策を実施する。	道路防災点検の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
河川管理施設の正常な機能確保(再掲)	県が管理する水門等の河川管理施設のうち、大規模地震による被災後の復旧が特に困難な施設について、その後の洪水・高潮に備え、施設の機能を確保するための耐震対策を行う。	対策を実施した施設数(累計)	7施設	8施設	9施設	県土整備部

Ⅱ 発災前の直前対策および発災後対策

大規模災害発生時には、膨大な量の災害対応業務が発生する一方で、職員などの災害対応に必要となる資源は限られることから、これらの資源を有効に活用して災害対応業務にあたる必要があります。

このため、災害対策本部をはじめとする災害対応業務を遂行するための体制の整備を進めます。

また、台風などの発災までに時間的余裕のある風水害については、タイムラインなど、発災前の直前対策の充実を図ります。

- 【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保
- 【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
- 【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動
- 【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動
- 【施策項目】 11 救援物資等の供給
- 【施策項目】 12 特定自然災害対策
- 【施策項目】 13 復旧に向けた対策

【施策項目】 7 災害対策本部機能の確保

【施策小項目】 7-(1) 活動態勢の整備

実働訓練や図上訓練等により、市町や防災関係機関との連携を深めます。

また、台風時の三重県版タイムラインによる防災・減災効果を一層高めるため、市町におけるタイムラインの整備促進等により、発災前の直前対策における県と市町の連携を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
市町タイムラインモデルの検討の策定促進【重点】	県タイムラインと連携した市町タイムラインの基本モデルを作成し、基本モデルに基づいて県内市町への水平展開を図る。	県タイムラインと連携した市町タイムラインを作成した市町数(累計)	1市町	6市町	29市町	防災対策部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地方部タイムラインの策定【重点】	県災害対策本部における災害対応力を一層強化していくために、県地方災害対策部が使用する地方部タイムラインの策定を行う。	地方部タイムラインの策定	未実施	9 地方部における策定完了	—	防災対策部
防災情報プラットフォームの運用	防災情報プラットフォームが有効に機能するように運用を行う。また、運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修の必要性等の検討を行う。	防災情報プラットフォームの運用率	100%	100%	100%	防災対策部
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練【重点】(再掲)	住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12 回 / 年	13 回 / 年	13 回 / 年	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)
職員の情報伝達訓練の実施(再掲)	県職員の防災・危機管理意識の向上および災害時等に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。	訓練実施回数	3 回 / 年	3 回 / 年	3 回 / 年	防災対策部
大規模地震対策特別措置法の見直しにともなう地震災害警戒本部の検討【重点】	国の大規模地震対策特別措置法等の見直しに合わせ、県における南海トラフ地震の活動計画を整備する。	見直し完了	国による見直し作業中	(国の動向に合わせ)見直し完了	—	防災対策部
初動警察体制の強化	避難誘導、救出救助・捜索、交通対策、検視・身元確認等の警察活動を迅速的確に実施するため、その体制および装備資機材の整備を行い、初動警察体制の強化を図る。	非常参集訓練実施回数	1 回 / 年	1 回 / 年	1 回 / 年	警察本部

【施策小項目】7-(2) 通信機能の確保

非常時の通信機能の確保を図るための点検や訓練を実施します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害発生時における非常通信の確保	大規模災害発生時の通常ルートによる通信途絶に備え、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について点検を行い、利用可能なルートを把握する。 また、非常通信ルートを使用した市町等との通信訓練を実施する。	非常通信ルートの点検	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
		通信訓練の実施回数	2回以上/年	2回以上/年	2回以上/年	防災対策部(市町)

【施策小項目】7-(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

自衛隊や海上保安庁など、防災関係機関との連携を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県と防災関係機関との連携強化【重点】	東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資する様々な教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。	連携会議の開催	1回/年	2回/年	2回/年	防災対策部(防災関係機関)
県警察と防災関係機関の相互連携	防災関係機関との連携強化を図るため、防災関係機関との協議、合同訓練等への積極的な参画や訓練を通じた災害情報の共有等を行う。	連携強化に向けた取組回数	3回以上/年	3回以上/年	3回以上/年	警察本部(防災関係機関)

【施策小項目】7-(4) 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

防災情報プラットフォームの活用等により、災害情報等の収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの活用促進（操作習熟度の向上）【重点】（再掲）	災害対策本部設置時に運用する防災情報プラットフォームによる情報の収集・共有・分析・発信が有効かつ確実にできるよう、市町担当者や地方部職員のシステムへの理解と操作習熟度を高めるための研修会等を実施する。	操作説明会、研修会等の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部（市町）
防災情報プラットフォームの活用促進（災害対策活動の効率化）【重点】（再掲）	防災情報プラットフォームを活用し、迅速かつ的確に災害対策活動を実施できるよう、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施し検証を行う。	防災情報プラットフォームを活用した訓練の実施	未実施	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部
防災情報プラットフォームの運用（再掲）	防災情報プラットフォームが有効に機能するように運用を行う。また、運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修の必要性等の検討を行う。	防災情報プラットフォームの運用率	100%	100%	100%	防災対策部
「Lアラート（公共情報 commons）」の円滑な運用	県民に避難に関する情報を提供するため、Lアラートへの情報発信を確実にを行う。	Lアラートへの確実な情報発信率	100%	100%	100%	防災対策部（市町）

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達	迅速かつ的確な災害応急対策に有効なヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を行う。	画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	警察本部

【施策小項目】7-(5) 応援・受援体制の整備（応急対策）

【施策小項目】7-(6) 国・その他地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

三重県広域受援計画に基づく広域受援体制の実効性を高めるとともに、近隣府県との応援・受援体制の連携強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練【重点】(再掲)	住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回/年	13回/年	13回/年	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)
近隣府県との連携訓練の実施	近隣府県からの応援・受援など連携の強化を図るため、広域で実施する訓練に参加する。	広域連携訓練参加回数	2回/年	2回/年	2回/年	防災対策部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
警察災害派遣隊の運用	被災地へ派遣される警察災害派遣隊の体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本部
消防における広域応援体制の充実強化	県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害又は特殊災害における消防本部間の連携および県外応援部隊の受入体制の強化を図る。	訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部(市町)
災害時の支援等に関する協定の充実および連携強化	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の充実や連携強化を進める。	協定の締結	3件/年	3件/年	3件/年	防災対策部(事業者)
災害時のボランティア受入体制の整備	災害時に県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、市町や社会福祉協議会、NPO等と連携して、県域および地域でのボランティアセンター設置・運営や、協働プラットフォームの構築等にかかる訓練を実施する。	訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部(事業者、市町)

【施策小項目】7-(7) 災害救助法の適用

災害救助法にかかる関係職員の対応力を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害救助法への対応力向上【重点】	災害救助法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

【施策項目】 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

【施策小項目】 8-(1) 緊急の交通・輸送機能の確保

道路、航路、鉄道における災害時の輸送路確保対策を講じます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
航路等啓開 および港湾 施設の応急 復旧体制の 強化	被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画に基づき、緊急輸送を確保するための航路啓開および港湾施設の迅速な応急復旧体制の強化を進める。	災害を想定した訓練の実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
道路啓開対策の推進	災害発生時に被災者救助や物資輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路等の確保を目的に国、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施する。	道路啓開訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部
鉄道施設の耐震対策の促進(再掲)	発災時において緊急応急活動機能確保やより多くの鉄道利用者の安全確保の観点から、緊急輸送道や河川に架かる鉄橋の落下防止対策を促進する。	2022年度末までの5年間で鉄道事業者が実施する鉄橋落下防止対策に対し補助を行う箇所	—	—	1箇所	地域連携部(事業者)

【施策小項目】8-(2) 水防活動

水防体制の強化・充実を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
水防体制の 充実・強化お よび水防資 材の補給	水防法に基づき三重県水防計画 を定め、水防情報伝達が適切に行 えるよう水防体制の充実・強化を 図るとともに災害時に水防活動が 十分に行えるよう水防倉庫に備蓄 する水防資材の補給を行う。	三重県水防計画 の策定	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部(市 町)
		水防倉庫に備蓄 する水防資材の 補給	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部
洪水時に おける水防体 制の強化(水 害対応タイ ムライン)	洪水時の河川氾濫による被害を 最小限とするため、関係機関が適 時的確な行動をとれるよう水位周 知河川を対象に「いつ」「誰が」「何 をするか」を時系列でまとめた水 害対応タイムラインを作成し運用 する。	水害対応タイ ムラインの作成(累 計)	—	37河川	37河川	県土整 備部(市 町、防災 関係機 関)
洪水時に おける水防体 制の強化(洪 水対応演習)	洪水時において防災関係機関が 適切な対応ができるよう、水防情 報伝達を目的とした洪水対応演習 を実施する。	洪水対応演習の 実施	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部(防 災関係 機関)
水防技術講 習会を通じ た災害対策 用機械の操 作技術の習 得	異常気象時等に防災・減災に向 けた迅速な対応ができるよう、国 土交通省が実施する災害対策用車 両等操作訓練に参加し、災害対策 用機械の操作技術を習得する。	災害対策用機械 等操作訓練への 参加	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部(防 災関係 機関)

【施策小項目】8-(3) ライフライン施設の復旧・保全

下水道施設における地震・津波BCPの定着を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
下水道地震・津波BCPの定着化	発災後における対応手順の習得と、下水道地震・津波BCPの定着を図るため、浄化センター等の関係機関を交えた訓練を実施する。	災害を想定した訓練の実施	1回/年	2回/年	2回/年	県土整備部

【施策小項目】8-(4) 公共施設等の復旧・保全

被災した公共土木施設における応急復旧体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、公共土木施設の被災状況の把握および迅速な応急復旧を図るため、体制の強化を進める。	災害を想定した訓練の各建設事務所ごとの実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

【施策小項目】8-(5) ヘリコプターの活用

ヘリコプターを活用した情報収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達(再掲)	迅速かつ的確な災害応急対策に有効なヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を行う。	画像情報の収集・伝達訓練の実施回数	2回/年	2回/年	2回/年	警察本部

【施策項目】 9 救助・救急及び医療・救護活動

【施策小項目】 9-(1) 救助・救急及び消防活動

訓練を通じて、救助、救急、消防活動等の体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練【重点】(再掲)	住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。 また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回/年	13回/年	13回/年	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)
警察災害派遣隊の運用(再掲)	被災地へ派遣される警察災害派遣隊の体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。	他県警察との合同訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	警察本部
消防における広域応援体制の充実強化(再掲)	県図上訓練、県総合防災訓練、緊急消防援助隊ブロック訓練等を通じ、単独の消防本部では対応しきれない大規模災害又は特殊災害における消防本部間の連携および県外応援部隊の受入体制の強化を図る。	訓練に参加する消防本部数	15消防本部/年	15消防本部/年	15消防本部/年	防災対策部(市町)

【施策小項目】9-(2) 医療・救護活動（応急対策）

災害発生時の医療・救護活動体制の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保 【重点】	発災時に災害拠点病院等が災害医療に対処できるとともに、災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるよう、各地域で年1回以上の災害医療コーディネーター研修を開催する。	災害医療コーディネーター研修の開催回数	9回/年	9回/年	9回/年	医療保健部(事業者)
地域における災害医療ネットワークの構築 【重点】	地域における訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等参加施設数	41施設/年	40施設/年	40施設/年	医療保健部(事業者)
SCUの機能の確保	広域搬送や地域医療搬送を行うため、必要となるSCUの展開訓練を継続して実施し、職員の技能維持を図る。	SCUの設置運営訓練の実施回数	1回/年	2回/年	2回/年	医療保健部(事業者)

【施策項目】 10 避難及び被災者支援等の活動

【施策小項目】10-(1) 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営（応急対策）

災害発生時の避難体制の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
海抜ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討 【重点】	協定内容や広域避難実施要領等の検証および充実を図るため、訓練を実施する。	訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(県民、市町)
観光客への対応を想定した訓練の実施 【重点】	地理に不案内な観光客が災害発生時に適切な避難行動がとれるよう、市町、観光事業者、観光関係団体等とともに、観光客への対応を想定した訓練を実施し、課題解決に向けた検証を行う。	観光客への対応を想定した訓練実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 雇用経済部(県民、事業者、市町)
災害時のペット対策に関する情報伝達訓練等の実施	県内外関係機関等との支援・受援体制を整備し、災害時のペット対策を円滑に行うため、情報伝達訓練等を実施する。	情報伝達訓練等の実施	1回/年	1回/年	1回/年	医療保健部(事業者)

【施策小項目】10-(2) 避難行動要支援者・要配慮者対策（応急対策）

避難行動要支援者や要配慮者の支援体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語一つ・た・わ・るキット」の活用促進	避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会および学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。	「避難所情報伝達キット」の活用を研修内容に含む研修の受講者	40人/年	40人/年	40人/年	環境生活部(市町)
「みえ災害時多言語センター」を通じた支援の実施	様々な主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。	多言語情報提供を想定した図上訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生活部

【施策小項目】10-(3) 学校・園における児童生徒等の安全確保

家庭や地域との連携を深め、学校における安全確保対策の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災に関する学校と家庭・地域との連携の推進【重点】(再掲)	公立小中学校および県立学校において、保護者や地域住民等との合同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	家庭や地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	93.5%	100%	100%	教育委員会(県民、市町)

【施策小項目】10-(4) ボランティア活動の支援（応急対策）

災害ボランティアの活動支援体制を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害時支援 活動団体へ の支援 【重点】	被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成するとともに、災害時の支援活動に意欲と能力があるNPOと事前に協定を締結し、迅速に被災者を支援する体制を拡充する。	協定締結団体数 (累計)	2 団体	3 団体	5 団体	環境生 活部(市 町)
災害時のボ ランティア 受入体制の 整備(再掲)	災害時に県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、市町や社会福祉協議会、NPO等と連携して、県域および地域でのボランティアセンター設置・運営や、協働プラットフォームの構築等にかかる訓練を実施する。	訓練の実施回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	環境生 活部(事 業者、市 町)

【施策小項目】10-(5) 防疫・保健衛生活動

災害発生時の防疫・保健衛生活動体制の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進	災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成25年3月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修会または演習や訓練を実施する。	マニュアルを活用した研修または演習や訓練を行った市町数(累計)	14市町	20市町	29市町	医療保健部(市町)
災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	被災者への保健活動は、こころのケアの視点を持って行うことや、心的外傷後ストレス障害(P.T.S.D)等の精神疾患の予防のため、継続した支援活動が必要になることから、平成25年8月に策定した「災害時こころのケア活動マニュアル」を活用した研修会または演習や訓練を実施する。	マニュアルを活用した研修または演習や訓練を行った市町数(累計)	7市町	18市町	29市町	医療保健部(市町)
三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。	ガイドラインを活用し具体的な様式や活動媒体を作成した市町数(累計)	18市町	22市町	29市町	医療保健部(市町)
給食施設災害時体制づくりの推進	給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況の把握および整備への指導・助言を行う。	災害時給食マニュアル策定給食施設の割合	80.0%	84.0%	90.0%	医療保健部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
地域における災害医療ネットワークの構築【重点】(再掲)	地域における訓練や研修の実施等を通じて災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、医師会等の連携を促進するなど、災害医療ネットワークづくりを進める。	訓練、研修等参加施設数	41 施設 /年	40 施設 /年	40 施設 /年	医療保 健部(事 業者)
避難所での衛生管理体制の確保	避難所における歯科医療救護等に対応するため、地区歯科医師会と市町との協定締結を促進する。	地区歯科医師会と協定を締結している市町数(累計)	14 市町	20 市町	29 市町	医療保 健部(市 町)

【施策小項目】10-(6) 災害警備活動

災害警備活動体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害警備訓練の実施	避難誘導、救出救助等の警察活動を迅速的確に実施できるよう、各種災害警備訓練を通じて練度の向上を図る。	災害警備訓練の実施回数	6 回 以上/年	6 回 以上/年	6 回 以上/年	警察本 部

【施策小項目】10-(7) 遺体の取扱い

検視、検案、身元確認等遺体の取扱いに関する体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
遺体を取り扱う体制の整備	遺体の検視・検案、身元確認、引渡しが迅速的確に実施できるよう、遺体取扱体制等の実践的訓練を行う。	検視・検案、身元確認研修会の開催	6回/年	6回/年	6回/年	警察本部
広域火葬の円滑な実施に向けた、情報伝達にかかる体制整備	災害等発生時の火葬体制について、平時に想定される被害に応じた広域火葬訓練を実施し、有事における市町との円滑な情報伝達や情報管理に備える。	広域火葬訓練の実施回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	医療保健部(市町)
遺体安置所の広域調整体制の検討	検視場所・遺体安置所の広域調整体制について、必要な検討を進める。	検討会の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部 警察本部(市町)

【施策項目】 11 救援物資等の供給

【施策小項目】 11-(1) 緊急輸送手段の確保

【施策小項目】 11-(2) 救援物資等の供給（応急対策）

災害時の物資輸送体制や救援物資供給体制の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練【重点】（再掲）	<p>住民参加による防災力の向上および防災関係機関等相互の連携を強化しつつ、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な実働訓練を実施する。</p> <p>また、市町、防災関係機関との連携を強化し、災害対策本部および地方災害対策部の災害対応力の向上を図るため、本部およびすべての地方部で図上訓練を企画・実施する。</p>	県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数	12回 /年	13回 /年	13回 /年	防災対策部(事業者、市町、防災関係機関)

【施策小項目】 11-(3) 給水活動

応急給水活動体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町水道事業者と情報伝達訓練を行い、連絡体制の強化を図る。	情報伝達訓練実施市町数	3.4%	40.0%	100%	環境生活部(市町)
水道における危機管理体制の強化	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援体制の充実を図るため、市町と連携した訓練等を実施する。	市町と連携した訓練等の実施回数	5回/年	5回/年	5回/年	企業庁(市町)

【施策項目】 12 特定自然災害対策

【施策小項目】 12-(1) 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（応急対策）

局地的大雨、竜巻、大雪等へ備えるため、道路啓開体制や防災情報の収集・伝達体制を強化します。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災情報プラットフォームの運用（再掲）	防災情報プラットフォームが有効に機能するように運用を行う。また、運用で明らかになった課題に対して、運用の見直し、システム改修の必要性等の検討を行う。	防災情報プラットフォームの運用率	100%	100%	100%	防災対策部
「Lアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用（再掲）	県民に避難に関する情報を提供するため、Lアラートへの情報発信を確実にを行う。	Lアラートへの確実な情報発信率	100%	100%	100%	防災対策部（市町）
道路啓開対策の推進（再掲）	災害発生時に被災者救助や物資輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路等の確保を目的に国、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施する。	道路啓開訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部

【施策項目】 13 復旧に向けた対策

【施策小項目】13-(1) 廃棄物対策活動（応急対策）

災害廃棄物処理計画に基づく活動実施体制の強化を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
災害廃棄物 処理計画の 実効性の向 上	災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。	県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等との訓練の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	環境生 活部(市 町)

【施策小項目】(2) 住宅の保全・確保

被災した住宅の応急的な危険度判定や、応急仮設住宅の確保等の対策の実効性を高めます。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災建築物 応急危険度 判定士の養成【重点】	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定する被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部
被災宅地危 険度判定士 の養成【重点】	宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害防止のための被災宅地危険度判定を実施する判定士の養成を行う。	判定士養成講習会の開催	1回/年	1回/年	1回/年	県土整 備部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目				担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)	災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、県・市町担当者会議等を通じて、市町における建設候補地の選定や建設候補地の台帳整備等準備作業を促進する。	建設候補地のある市町の台帳整備率	89.0%	95.0%	100%	防災対策部(市町)
住宅相談窓口担当者のスキルアップ	耐震改修等の減災につながる啓発や被災者住宅確保のための相談に応えるため、市町等の住宅相談窓口での担当職員のスキルアップを行う。	講習会開催回数	1回/年	1回/年	1回/年	県土整備部(市町)

Ⅲ 復旧・復興対策

大規模災害からの復旧を果たすためには、避難生活を送る被災者が、生活するための資金や恒久的な住宅を確保し、被災前と同等の生活を取り戻すことが必要です。

このため、発災後、速やかに被災者の被害を認定し、生活再建に向けた支援を行うための体制の整備を進めます。

また、県や市町が復興計画を策定し、早期に復興事業に取りかけられるよう、具体的な復興体制の検討を行います。

【施策項目】 14 復旧・復興対策

【施策項目】 14 復旧・復興対策

【施策小項目】 14- (1) 被災者の生活再建に向けた支援

被災者が生活再建に向けた支援策を速やかに受けられるよう、県や市町職員の被害認定や関係法令等に対する理解度を向上し、被災者支援体制の強化を図ります。

また、事業者等に対する、経営再建資金制度等の周知体制についても、充実を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
被災者生活再建支援法への対応力向上【重点】	被災者生活再建支援法にかかる研修会を開催し、県・市町関係職員の対応力向上を図る。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)
住家被害認定調査員の養成【重点】	県・市町職員を対象とした住家被害認定調査にかかる研修会を開催し、調査員の養成を行う。	研修会の実施	1回/年	1回/年	1回/年	防災対策部(市町)

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
防災啓発モデル素材の作成(一部再掲)	県防災技術指導員や職員等が出前トークや防災研修等の機会で説明する際に、内容の一定以上のレベルを保つため、防災啓発のモデル素材を作成する。	復旧・復興期まで視野を広げた啓発モデルの作成	未作成	作成済	—	防災対策部
企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)	企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資制度の周知や各種情報を提供する。	情報提供の回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部 雇用経済部(事業者)
被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知	被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。	各関係団体への情報提供	1回/年	1回/年	1回/年	農林水産部(事業者)
地籍調査の促進	大規模災害への備えとして、現地復元性のある地図の整備を行い、事前防災対策や災害復旧の迅速化を進めるため、市町が行う地籍調査の促進を図る。	地籍調査の進捗率	9.5%	9.7%	10.0%	地域連携部(市町)

【施策小項目】14-(2) 復興体制の構築と復興方針の策定

大規模災害発生後の復興体制や復興方針について、市町や庁内での共有を図ります。

【行動項目】

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標項目			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
庁内復興体制の検討	「三重県復興指針」において整理を行った復興手順等について、大規模災害発生後、速やかに実施できる体制を整えるため、庁内における役割分担等の検討を進める。	震災復興本部設置要領(仮称)の策定	—	検討中	策定完了	防災対策部

行動項目	行動項目の取組内容	目標項目	目標値			担当 当部 (他の取 組主体)
			現状値	2019年度 目標値	2022年度 目標値	
震災復興に関する市町への情報提供	被災地における復旧・復興事例、他地域における事前復興の取組事例等、復興に向けて必要となる情報について、市町との共有化を図る。	情報提供回数	1回以上/年	1回以上/年	1回以上/年	防災対策部(市町)

三重県防災・減災対策行動計画

平成30年 月

発行 三重県
連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
(防災対策部 防災企画・地域支援課)
TEL 059-224-2184
FAX 059-224-2199
E-mail bosai@pref.mie.jp
URL <http://www.bosaimie.jp/>